

平成20年第1回
利根町議会定例会会議録 第6号

平成20年3月27日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	能登百合子君	8番	佐々木喜章君
2番	高木博文君	9番	今井利和君
3番	西村重之君	10番	五十嵐辰雄君
4番	白旗修君	11番	会田瑞穂君
5番	守谷貞明君	12番	飯田勲君
6番	高橋一男君	13番	若泉昌寿君
7番	中野敬江司君	14番	岩佐康三君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	井原正光君
総務課長	福田茂君
企画財政課長	秋山幸男君
広域行政推進室長	木村克美君
税務課長	矢口功君
町民生活課長	高野光司君
健康福祉課長	師岡昌巳君
経済課長	石塚稔君
都市建設課長	飯田修君
会計課長	蛭原一博君
教育長	伊藤孝生君
教育委員会事務局長	鬼沢俊一君
水道課長	飯塚正夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	吉浜昇一
書記	弓削紀之
書記	清水敬子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 6 号

平成20年3月27日(木曜日)

午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第1号 | 利根町課等設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第2号 | 利根町公共施設の暴力団排除に関する条例 |
| 日程第3 | 議案第3号 | 利根町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 |
| 日程第4 | 議案第4号 | 利根町職員の自己啓発等休業に関する条例 |
| 日程第5 | 議案第5号 | 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第6号 | 利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第7号 | 利根町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第8号 | 利根町職員の給与の特例に関する条例 |
| 日程第9 | 議案第9号 | 利根町特別会計条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第10号 | 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第11号 | 利根町後期高齢者医療に関する条例 |
| 日程第12 | 議案第12号 | 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第13号 | 利根町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第14号 | 農業近代化資金借入利子補給条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案第15号 | 営農資金借入利子補給条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議案第16号 | 利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第22号 | 利根町道路線の認定について |
| 日程第18 | 議案第25号 | 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について |
| 日程第19 | 議案第35号 | 利根町監査委員条例の一部を改正する条例 |
| 日程第20 | 議案第36号 | 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第21 | 議案第37号 | 第4次利根町総合振興計画基本構想の一部改正について |
| 日程第22 | 議案第26号 | 平成20年度利根町一般会計予算 |
| 日程第23 | 議案第27号 | 平成20年度利根町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第24 | 議案第28号 | 平成20年度利根町老人保健特別会計予算 |
| 日程第25 | 議案第29号 | 平成20年度利根町公共下水道事業特別会計予算 |

- 日程第26 議案第30号 平成20年度利根町営霊園事業特別会計予算
- 日程第27 議案第31号 平成20年度利根町介護保険特別会計予算
- 日程第28 議案第32号 平成20年度利根町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第29 議案第33号 平成20年度利根町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第34号 平成20年度利根町水道事業会計予算
- 日程第31 議員提出議案第2号 地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書
- 日程第32 議員提出議案第3号 介護労働者の待遇改善を求める意見書
- 日程第33 議員提出議案第4号 地方自治体の安定的財政運営と道路特定財源の確保を求める意見書
- 日程第34 議員提出議案第5号 「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書
- 日程第35 議員提出議案第6号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書
- 日程第36 委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第37 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第38 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号
- 日程第2 議案第2号
- 日程第3 議案第3号
- 日程第4 議案第4号
- 日程第5 議案第5号
- 日程第6 議案第6号
- 日程第7 議案第7号
- 日程第8 議案第8号
- 日程第9 議案第9号
- 日程第10 議案第10号
- 日程第11 議案第11号
- 日程第12 議案第12号
- 日程第13 議案第13号
- 日程第14 議案第14号
- 日程第15 議案第15号
- 日程第16 議案第16号
- 日程第17 議案第22号
- 日程第18 議案第25号

- 日程第19 議案第35号
日程第20 議案第36号
日程第21 議案第37号
日程第22 議案第26号
日程第23 議案第27号
日程第24 議案第28号
日程第25 議案第29号
日程第26 議案第30号
日程第27 議案第31号
日程第28 議案第32号
日程第29 議案第33号
日程第30 議案第34号
日程第31 議員提出議案第2号
日程第32 議員提出議案第3号
日程第33 議員提出議案第4号
日程第34 議員提出議案第5号
日程第35 議員提出議案第6号
追加日程第1 請願第5号及び請願第6号について委員会の中間報告を求める件
日程第36 委員会の閉会中の継続審査の件
日程第37 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
日程第38 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

午前10時00分開議

議長（岩佐康三君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

議長（岩佐康三君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

各委員長から委員会審査の結果について報告がありました。その写しをお手元に配付してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長（岩佐康三君） 日程第1、議案第1号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第1号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第2、議案第2号 利根町公共施設の暴力団排除に関する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第2号 利根町公共施設の暴力団排除に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第3、議案第3号 利根町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第3号 利根町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第4、議案第4号 利根町職員の自己啓発等休業に関する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第4号 利根町職員の自己啓発等休業に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第5、議案第5号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第5号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第6、議案第6号 利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第6号 利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第7、議案第7号 利根町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第7号 利根町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第8、議案第8号 利根町職員の給与の特例に関する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

8番佐々木喜章君。

〔8番佐々木喜章君登壇〕

8番（佐々木喜章君） 8番佐々木喜章でございます。

平成18年度の給料制度により職員の給料表が大幅に改正されておりますが、この改正により、職員の給料は、改正前と比較して、実質的に上がったのか、それとも下がったのか、お聞きいたします。

議長（岩佐康三君） 佐々木喜章君の質疑に対する答弁を求めます。

総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） ただいまのご質問に答弁いたします。

民間給与との格差0.35%を埋めるために、初任給を中心に、若年層に限定した俸給の月額が引き上げられました。

議長（岩佐康三君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

最初に反対討論から認めます。

高木博文君。

〔2番高木博文君登壇〕

2番（高木博文君） 2番高木博文です。

私は、議案第8号 利根町職員の給与の特例に関する条例に、反対する立場から発言を行います。

今回、この条例案が提案されたのは、利根町を含む地方自治体における財政の悪化の中での合理化策として提案されたものと思われます。具体的には、利根町集中改革プラン及び利根町財政健全化プランに基づいて、新年度から行おうというものだと思いますけれど

も。私は、さきの議会において、職員の生活に直結する賃金引き下げ等については、十分な配慮をもって行ってほしいということを出言をし、町長からも、賃金が生活給であるということ踏まえ、慎重にそれは対応していくという答弁を得たところであります。

私は、まずこの二つのプランがどういう経過を経て本当につくられたのかということについては若干の疑問を持っております。当事者である職員と十分な話し合いを経て、納得づくでこういうものがつくられてきたのかどうか、あるいは新しい年度からこれを実施するに当たって、関係する人たちと十分な検討を経て、今条例改正案が提案されたものかどうか、少なくとも私の耳には、そういう具体的な手続の動きが入っておりません。

3%、2年間にわたる賃金カットというのは、町の財政にはプラスになるにしても、働く職員にとっては、やはり士気の低下をもたらすマイナスの要素が多々あるわけでありませぬ。私は、この間、定数の削減のほか人件費削減に努められてきたこの経過を踏まえ、また今さまざまな課題が山積しているこの利根町において、本当に職員の力を、得ている賃金以上に住民にプラスに返して、発揮していく、その立場に立つならば、たとえ3%、2年間の限定であったとしても、私はこれには反対せざるを得ない。

他の課題でも述べさせていただきますが、もっともっと職員の力を発揮し、住民のためにそれを使っていく、この立場に立つならば、賃金カットというやり方ではなく別な方法をとるべきだと、このような立場から、この条例改正案に対し反対するものであります。以上です。

議長（岩佐康三君） 次に、賛成討論を認めませぬ。

次に、反対討論を認めませぬ。

8番佐々木喜章君。

〔8番佐々木喜章君登壇〕

8番（佐々木喜章君） 8番佐々木喜章でございます。

議案第8号 利根町職員の給与の特例に関する条例に、反対の立場から討論いたします。地方分権により地方自治体の業務増が著しい中、職員の退職者があるにもかかわらず、ここ10数年採用はしておらず、職員一人一人が抱える業務量は間違いなく増加しているはずです。行革により実施している職員による庁舎の清掃や、道路、公園のほか町が所有する公共施設の草取りなど、以前にも増して職員には負担がかかっている状況にあります。また、採用を控えたことで、集中改革プランで定める職員給料の減額に対する効果額は相対に達成されているものと思われませぬ。

一方、職員の給料で見ると、平成18年度に職員の本俸を下げているのでありますから、現給保障の原則から、ほとんどの職員がこの保障額によって当時の給料を維持しているものと見られます。下げられた本俸が保障額に追いつくまで給料月額は上がらない状況にある。要するに、ほとんどの職員が平成18年度から昇給しておりませぬので、これは実質的な昇給延伸、もしくは給料の減額に等しいものと考えられませぬ。これについても、集

中改革プランで定める職員給料の減額に対する効果額は、今後も含め相当に達成される要因になると思われます。

以上のことから、職員の給料に関しましては、この条例を制定するまでもなく、相当の効果を上げているものと思われますことから、これ以上の職員への負担は、職員の士気を相当下げるものと思われます。私は、こういうことから、この条例案に反対するものであります。

議長（岩佐康三君） 討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第8号 利根町職員の給与の特例に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第9、議案第9号 利根町特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第9号 利根町特別会計条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第10、議案第10号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第10号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第11、議案第11号 利根町後期高齢者医療に関する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

最初に、反対討論から認めます。

2番高木博文君。

〔2番高木博文君登壇〕

2番（高木博文君） 2番高木博文です。

私は、利根町後期高齢者医療に関する条例案に反対し、反対の討論を行います。

ご承知のように、後期高齢者医療制度は、この4月1日から従来の老人保健法にかわる形で施行されようとしておるわけでありまして、私は、この後期高齢者医療制度そのものが問題だというぐあいには思っております。

従来は、被扶養者という扱いでもって、幾つになっても直接保険料徴収の対象者になっていなかった方をも含め、今回75歳以上の方は、一人一人をすべて対象者として保険料を徴収するということになっている制度であります。

反対の理由は幾つもありますけれども、その中から幾つかお話しをしますけれども。高齢者の所得と比べて高い保険料を、それも年金から天引きされる形で徴収されるということでありまして。1人当たりの平均が6万9,355円、平均的な厚生年金が厚生労働省の発表では208万円といわれておりますけれども、この人たちにおける保険料は7万9,262円であ

ります。さらに無収入でも、あるいはまた生活保護基準以下の人でも、保険料が均等割では徴収されるということでもあります。

年金収入が月1万5,000円以下の高齢者は、この利根町でも、さきの質問によれば120人、全体の6.7%おるといふこともいわれておりますが、これら的高齢者からも年1万1,200円保険料が徴収されることになっており、茨城県の広域連合では独自の減免制度は行っておりません。そしてこの保険料は、高齢者本人の収入で算定されるのではなく、所帯主の収入で決められるため、息子が収入がある場合、均等割の減免、7割、5割、2割でありませぬけれども、これの対象にならないといふようなことが考えられます。極端にいえば、無収入の場合でも、均等割全額3万7,400円、この保険料が徴収されることとなります。

また、保険料を滞納したら保険証を取り上げ、資格証明書を発行するといふことが、この後期高齢者医療制度では明記されております。このこと自体も問題であります。それに加えて、この制度を、後期高齢者医療制度を導入することにより、現在、国保の場合、70歳以上の人については、1年以上の滞納があっても、資格証明書の発給などペナルティー措置はとられていなかったわけでありませぬけれども、この後期高齢者医療制度のこのことをやることによつて、国保の場合においても、70歳以上、厳格に1年以上、資格証明書の発給等を行うといふことにされました。これは3日ぐらい前の新聞報道で明らかにされたところでありませぬから、関係の文書は来ていないかもしれませぬが、そういう事実もありません。

さらにまた、この資格証明書の発行といふことになれば、窓口で全額を負担するといふこととなります。保団連、これは保険を扱う医者の方の団体でありませぬけれども、ここの調査においては、資格証明書発給による受診といふことになれば、実際の保険証を持っている人たちの200分の1しか医者にかからない状況が生れる、言うなれば、貧乏人はもう医者にかかれぬといふことであるわけですね。加えてこの保険料は2年ごとに見直しといふことになっております。高齢者人口がふえることを考えてみると、2年ごとに確実に値上げが予想される、そういうものであります。そしてこれは、オギャーと生れた赤ちゃんから75歳未満の人たちが、後期高齢者を支援するといふ名目で負担を強いられております。世代間の対立をより助長することとなります。

さらに、茨城県からは全然このことに対する補助がなされておられません。広域連合独自の保険料減免の制度がないといふことも言いましたけれども、現在広域連合には、構成する市町村から32名以上の職員が派遣されております。県からも2人来ておりますけれども、県から派遣されている職員の人件費ですら、この広域連合全体を支える構成自治体の負担といふことになっております。

また、75歳以上のこの高齢者が、実際に受診する場合は、他の年齢層の診療報酬と異なります。月額6,000円を上限とする包括の診療の請求制度という形で、言うなれば、年をとつてあつちが痛い、こつちが痛いといつて、別立てで診療を受けるといふことは極めて

制約される。かかりつけ医を決められていて、その医者不了解がなければ他の診療科目受診できない。これが明らかに75歳以下の人たちに対するものと、75歳以上の人たちとにおける差別診療であります。

私は、こうした問題点を多々抱えるこの後期高齢者医療制度、こういう問題点が今までの中で明らかになり、既に全国では、今自治体数は1,720幾つだと聞いておりますけれども、そのうちの525から530の自治体で、この後期高齢者医療制度を中止する、撤回する、そういうような決議が採択され、厚生労働省と上部機関に上がっているはずであります。加えて、今国会では、野党4党が、この後期高齢者医療制度にかかわる法律の撤回見直しを求めて提案をしております。残念ながら今の国会情勢の中でそれが具体的に審議されていないという状況はありますけれども。

私は、このような背景や、あるいは中身を考えてみると、これは75歳以上の方々が、日本の戦後復興ここに献身的な努力を果たされてきて、今日やっと75歳以上ということで、本来ならば最も敬われてしかるべきなところを、今まで以上により負担を強いる、差別する診療という形でこれを行うということについては納得はできません。したがって、私は、この条例案については反対をいたします。

以上です。

議長（岩佐康三君） 次に、賛成討論を認めます。

4番白旗 修君。

〔4番白旗 修君登壇〕

4番（白旗 修君） 4番白旗です。

私は、賛成の立場から討論を行います。

私自身は、議員の中で一番年をとっておりますので、この制度の影響を一番早く受けるものでございますけれども、この制度の眼目を考えるならば、この医療制度は必要ではないかというふうに思っております。

国民皆保険制度というのがこの日本の国の大事な国是でございますが、これを安定的に維持するには、自営業者や定年退職者を主な加入者とする国民健康保険、あるいは高齢者対象の保険の改革が極めて重要な課題になっているということは、いろいろのメディアなどでもご承知かと思えます。

この後期高齢者保険制度は、この課題解決の一つとして導入されようとしております。老人でも一定の収入のある人は、自分の保険料を負担するのが受益者負担の原則からいって当然のことです。従来は、子供の被扶養者という形で子供が自分の親である老人の保険料を負担するという形をとっております。したがって、若年者の保険料負担が大き過ぎる。そしてご承知のように、国民健康保険のほかに、主に大企業に対する組合管掌健保であるとか、政府管掌健保とか、あるいは公務員関係の共済の保険であるとか、いろいろそういったようなところにしわ寄せがきていることは事実であります。国民全体の観点

から見て、負担の公平さを期するということが一つの眼目になっているわけで、私はこれは必要な措置ではないかと思っております。

それから、年金から保険料を自動徴収するということについて抵抗もあるようですけれども、これは所得税や住民税、特にサラリーマンは、特別徴収といって給料から天引きされておりますが、支払い能力がありながら一部の人払わないということが税金でもあります。この保険につきましても、これはごく一部の人かもしれませんが、そういう公平さを欠くようなことはあってはならない。

先ほども申しましたように、老人であっても、それだけの支払い能力のある人には必ず払っていただく、そういう意味では、この特別徴収という天引き方式はやむを得ない方法ではないかと思えます。もちろんこの方法は、私たち住民にとっては、どちらかというとうれしくないやり方ですけれども、これは行政コストの軽減という点で非常に大きな効果があります。そういう意味で、行政に対してコストを削減しろというのであれば、私はこれも、住民も協力するのが賢いやり方ではないかと思えます。

それから、保険は加入者が多いほど事故発生の確率が高くなります。母集団といいますか、加入者が多ければ多いほどそういうことになります。1人当たりの保険料の負担もしたがって安くなりますし、事務処理コストも安くなります。

そういう意味で、これを単に今までのように、国民健康保険のように、各市町村自治体、非常に小さな自治体、うちの自治体もそれなりに小さいところですが、そういう自治体が単独にやるよりは、広域連合という形式を今度とろうとしているわけですが、この事務コストの低減のためにも、このやり方は一つのやり方ではないかと思えます。

この制度導入について、弱者対策が十分行われていないのではないかという見方がもちろんあるわけで、その辺をどう考えるかがこの制度を指示するかしないかの分かれ目でございます。これはいろいろのご意見があるかと思えますが、私は、いろいろのそういう弱者対策は一応やれているか、もちろん完全かどうかは別ですけれども、一応考えられているのではないかというふうに思っております。

したがいまして、この後期高齢者医療制度の新設というのは、国民皆保険の理念が国民に公平公正に適應される新たな一歩と理解して、私はこの条例案といいますか、この制度そのものに賛成するものでございます。

以上です。

議長（岩佐康三君） 次に、反対討論を認めます。

賛成討論を認めます。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第11号 利根町後期高齢者医療に関する条例を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 賛成多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第12、議案第12号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

12番飯田 勲君。

〔12番飯田 勲君登壇〕

12番（飯田 勲君） 議案第12号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で1点聞かせていただきます。

この改正条例案の第5条に関して、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額という件について、要するに、後期高齢者に支援をするという条例かなと思うのですが、これは具体的にどう支援されるのかをお聞かせください。

議長（岩佐康三君） 飯田 勲君の質疑に対する答弁を求めます。

町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、飯田議員の質問にお答え申し上げます。

第5条の所得、後期高齢者支援金等の支援金ということでございますけれども、その内容につきましては、後期高齢者医療制度の仕組みということでありまして、全体的に、患者負担の1割ないし3割を除いたほかの財源につきましては、公費について約5割、5割が公費で負担される。国県町ということで、その5割の内訳が4対1対1ということでございます。全体といたしますと、12分の4が国、12分の1が県、12分の1が市町村ということでございます。

そのほかに、後期高齢者支援金、先ほど言いました支援金、これは0歳から74歳までの各医療保険の健保並びに国保等の被保険者からの保険料であります。4割がその保険料からいくということです。ですから、後期高齢の特別会計ありますけれども、そこを通して、後期高齢の方に負担するということでございます。またその残りの1割につきましては、先ほど言いましたとおり1割の方、1割を高齢者の保険料で賄っているということでございます。ですので、この税につきましては、国保税で4割の負担をしているということの支援金であります。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 飯田 勲君。

〔12番飯田 勲君登壇〕

12番（飯田 勲君） ただいまの説明によりますと、後期高齢者の方が診療を受けると1割が負担されると、それ以外の経費というものが補助対象、支援金対象というふうに理解したのですが、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

それでは、その診療に要した1割以外の経費というのは、どういう経費を指すのかお聞かせ願います。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、お答え申し上げます。

4割の負担、医療費でございます。医療機関等に診療に要した療養給付費、医療費の4割をこの医療機関にかかった医療費、また柔道整復、はり、きゅう、あんま、マッサージ等の施設の受けた場合のときの療養給付費でございます。また高額療養費等も支給されるということでございます。また保健業務ということで、健康診断等につきましても医療費で賄われているということでございます。事務費等につきましては、自治体の責務でありますので、医療費の方にははね返ってこないということでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） そのほか質疑ございますか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

反対討論から認めます。

2番高木博文君。

〔2番高木博文君登壇〕

2番（高木博文君） 2番高木博文です。

利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対の討論を行います。

これは先ほど来、論議されておりますように、今回の後期高齢者医療制度における現役支援の部分を、制度としては国民健康保険の中から拠出しようということで、それに応じての国保税の条例改正ということになっておるわけです。具体的には、所得割で1.50%、試算割で4%、均等割で5,000円、平等割で5,500円、これが新たに国保の中から後期高齢者医療制度の方に拠出されるということであります。

私は先ほど、後期高齢者医療制度そのものについて多々問題ありという立場で反対をしております。その重要な要素に、0歳から75歳未満、74歳とっていいのでしょうかけれども、こうした現役世代が、組合健保、政管健保あるいは個々の違いを問わずこれを負担をするということは、従来の大きな保険財政の変化でもありますし、これが今回国民健康保険税を大きく引き上げる要素にもつながっていく、そのことから、これについては反対を

表明するものであります。

以上です。

議長（岩佐康三君） 次に、賛成討論を認めます。

反対討論を認めます。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第12号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第13、議案第13号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第13号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第14、議案第14号 農業近代化資金借入利子補給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第14号 農業近代化資金借入利子補給条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第15、議案第15号 営農資金借入利子補給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

12番飯田 勲君。

〔12番飯田 勲君登壇〕

12番（飯田 勲君） 議案第15号に関して1点お聞かせいただきます。

この営農資金の現在の市中金ではどのくらいですか、もし仮にこの市中金利が2%以上であって、2%補給と1%補給で補給金の総額はどのくらいになりますか、その点をお聞かせ願います。

議長（岩佐康三君） 飯田 勲君の質疑に対する答弁を求めます。

経済課長石塚 稔君。

〔経済課長石塚 稔君登壇〕

経済課長（石塚 稔君） 飯田議員のご質問にご答弁申し上げます。

金利につきましては、現在は2.2%でございます。

それから、金額についてでございますが、営農資金につきましては、ただいま229万8,152円利子補給をしております。1%とした場合には114万9,076円という金額になります。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） ほかに質疑ございますか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず最初に反対討論を認めます。

12番飯田 勲君。

〔12番飯田 勲君登壇〕

12番（飯田 勲君） 私は、議案第15号 営農資金借入利子補給条例の一部を改正する条例に、農業を営む者として反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の改正により、1%といいながら、農家の負担は増大するわけでございます。農業の現状は、米の消費は全国で毎年15万トンぐらいの減少が続く上に、生産技術の向上、余剰作付等により、米価は下落の一途をたどっています。300万ヘクタールの水田のうち約120万ヘクタールは転作を余儀なくされているわけでございます。

利根町におきましても、平成20年の転作は39%、約40%に近い面積が転作を強いられているわけでございます。転作の増大、米価の下落の二重に苦しめられているのが現状であります。

日本のあちこちで、集落の崩壊、あるいは限界集落といわれる集落が加速度的にふえています。これは農業の衰退が原因ではないかと私は考えているところでございます。

利根町の農業は、地形が、低湿地の上に平坦であるがために、水稻が中心になっております。しかるに、輸入農産物の増大による米消費の減少、それに伴う転作面積の増大、米価の下落、その上に農業機械の高価格化により、農家は疲弊しているのが現状であります。それを手助けするのがこの利子補給であります。

ただいま説明がありましたように、2%から1%に縮小しますと、年間、利根町としては約114万円が節減されるわけでございますが、それだけ農家の負担も大きくなるわけでございます。また、この利根町におきましても、水稻では経営が成り立たないので、町内あちこちに新しい作物を導入して新たな農業経営を模索しています。そうした力強い農家も見受けられているところでもございます。こうした農家を行政が力強く支援されたならば、利根町の農業がさらなる発展を見るのではないかと思います。

私は、この補助金のカットということは、集中改革プランにおいて、あの改革プランを賛成した立場ではございますが、補助金は、必要性、費用対効果、公益性などについて検証を行うということになっております。私は、この利根町の最大の産業である農業という公益性を考えたならば、やはり1%に縮小するという条例の改正には賛成しかねるところでございます。

今までどおりの2%の補給を堅持し、114万円の節減はありますが、それを何とか農家に還元されるよう切に要望するところでございます。

以上をもちまして、私の反対の討論を終わります。

議長（岩佐康三君） 次に、賛成討論を認めます。

反対討論を認めます。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第15号 営農資金借入利子補給条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立少数です。したがって、議案第15号は否決されました。

暫時休憩をいたします。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（岩佐康三君） 日程第16、議案第16号 利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第16号 利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第17、議案第22号 利根町道路線の認定についてを議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第22号 利根町道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第18、議案第25号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてを議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第25号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第19、議案第35号 利根町監査委員条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第35号 利根町監査委員条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第20、議案第36号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第36号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第21、議案第37号 第4次利根町総合振興計画基本構想の一部改正についてを議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

4番白旗 修君。

〔4番白旗 修君登壇〕

4番（白旗 修君） ご質問いたします。

この総合振興計画基本構想の一部改正に当たりまして、審議会は何回開かれたのでしょ

うか、それから審議会のメンバーはどういう構成であったでしょうか。もう一つ、平成22年度以降の人口推計の算出根拠を説明願います。

以上です。

議長（岩佐康三君） 白旗 修君の質疑に対する答弁を求めます。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

まず審議会の開催回数というようなご質問でございますけれども、審議会につきましては4回開催してございます。1月21日を初回でございまして、2月に2回、3月に1回開きまして、合計で4回の開催をしてございます。

メンバーでございますが、議会議員も4名参加していただきまして、一般の方、それから団体等の方々、合わせまして14人で構成をしてございます。

それからもう一つ、平成22年の人口推計の根拠ということだと思っておりますけれども、こちらにつきましては、将来人口の推計につきましては、小地域簡易将来人口推計を用いまして、これは平成7年度と平成12年度の男女別、年齢5歳階級別人口をもとにいたしまして、平成12年と平成32年の合計特殊出生率を設定して推計してございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） そのほか質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

最初に反対討論を認めます。

4番白旗 修君。

〔4番白旗 修君登壇〕

4番（白旗 修君） 私は、この振興計画基本構想の内容及びこれにかかわる、もう既にかかっているコストも含めまして、そういう点について疑問を持ちますので、そういう意味でこの改正案については反対をいたします。

まず、今ご説明がありました平成22年度以降の人口推計の根拠、中身はよくわかりませんが、皆様も、議員の皆様には資料がっておりますけれども、平成22年度以降人口総数は1万8,000人に固定されております。これは、開発されていながらまだ住宅に人が入っていない、あるいは住宅が建っていない部分を見込んで1万8,000人という数字を出したのではないかと。

つまりこれは、人口というのはご承知のように、自然にふえる、あるいは減るという部分と、転入などによって社会的な要因によってふえる部分と減る部分があるわけでございます。利根町は、これは先日3月6日に、日本政策投資銀行の藻谷浩介さんという方が、このホールで講演をいたしました。彼の分類によれば、自然の、産まれる亡くなるのと

ころでも人口が減る、それから社会的な増減のところでも減ると、つまり一番望ましくないパターンで私たちの町の人口は推移しているという指摘がありました。

現実に、この藻谷氏も引用しておりましたけれども、国立社会保障・人口問題研究所によりますと、これはインターネットから簡単に数字が見られます。それをこの議案の表と同じ形に数字を集計してみますと、平成32年度には、この改正案では1万8,000となっておりますけれども、この研究所のデータでは約1万6,840人、1,160人少ないという結果が出ております。どちらの推計が正しいかどうか、これは私たちがこの数年の利根町の状況を見てみますと、この1万8,000で推移するというのは、極めて楽観的といいますか、期待というか、そういう数字であって、これが実現できるかどうかということが非常に大きな問題でございます。

私は、どういう算出根拠か、お話がありましたけれども、中身はわかりませんけれども、一方で、この国立の研究所でも推計しております数字によりますと、1万8,000ではなくて1万6,840という数字が出ております。私たちがこの振興計画を考える場合、これはやはりそれ相当の根拠がないといけないと、そういう意味で、これをどこまで議論してこの数値にしたのかという点で、私はやや疑問に思うわけでありまして。もちろん、私たちの町がこれからさらに発展することを願うという気持ちはわかるのですが、十分な議論もないままにこのような数値を出してしまえば、ちょっと問題ではないかというふうに思うわけでありまして。

そして、こういう数値を出す以上は、町の施策として、どういう方法で人口減を食い止めていこうとするかということが、振興計画の中に具体的に書かれていなければなりません。しかしそれは全く出ておりません。この改正案の参考資料にもありますように、数値データを修正することが中心になっているこの改正案で、ほかの部分はほとんど全部昔のままなのです、10年前のこの振興計画と文章はほとんど全部同じなのです。それで、たくさんの方が集まって、4回も審議をして、結果このようなデータを出しているというのは、私は何をやっているんでしょうかと。

それから、もう一つは、こういう絵そらごとと言ったらちょっと言い過ぎかもしれませんが。私自身も将来構想をきちんと考えることは大事だと思っています。しかし、これそのものが、どこかのコンサルタントからつくってもらったものですが、絵そらごととあえて言わせていただきますと、こういうようなものに基づいて、今言ったような内容の吟味はほとんどなくて、数字が余りにも、前の数字はここの参考資料にありますように、平成32年度には3万人になると書いてあるわけです、これにそう書いてあります。だからそれを余りにも違うから直したのでしょうか。この振興計画というのを、それだけの人たちでやって、しかもこれにかかるコストは、平成19年度と20年度の予算を見ますと200万円かかるのです。予算どおりに執行しますと。こういう絵そらごとのような、中身のほとんど変わらない、こういうものに200万円もかける必要があるのかというのが私の

言いたいことです。

もちろんこの200万円の中には、これだけではなくて、昨年もありましたけれども3期基本計画、この第4次利根町総合振興計画の第2期計画を修正するための3期基本計画の改定作業もやっております。これも含めて200万円だと思いますけれども。その3期基本計画につきましても、この2期基本計画の内容とそれほど中身は変わらない、もちろん部分的にあります、訂正というか、議論した結果というものも入っておりますが、私は、こういうものを、この財政難のときに、今議論しなきゃいけないことをさておいて、こういうことに時間を費やし、お金を費やすということに大変疑問を感じるということでございます。そういう意味で、この一部改正案については、私は反対の考え方をしております。以上です。

議長（岩佐康三君） 次に、賛成討論を認めます。

反対討論を認めます。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第37号 第4次利根町総合振興計画基本構想の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第22、議案第26号 平成20年度利根町一般会計予算を議題といたします。

予算審査特別委員会委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長若泉昌寿君。

〔予算審査特別委員長若泉昌寿君登壇〕

予算審査特別委員長（若泉昌寿君） 過日の予算審査特別委員会に対しまして4日間ご苦労さまでした。これから報告させていただきます。

予算審査特別委員会の報告をいたします。

これまでの予算は、常任委員会へ付託され、各委員会にて審査されておりましたが、今回からは、一般会計につきましては、議長を除き13名の委員にて審議されることになりました。平成20年3月7日付、予算審査特別委員会に付託されました予算審査についてご報

告をいたします。

議案第26号 平成20年度利根町一般会計予算について、第1条第1表歳入歳出予算中歳入では、款1町税から款20町債までです。歳出は、款1議会費から款12予備費でございます。第2表債務負担行為、第3表地方債、第5条歳出予算の流用まででございます。

以上について慎重なる審査の結果、原案は、賛成多数で可決するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

予算審査特別委員会は、3月14日、17日、18日、21日の4日間にわたり、町長、教育長を初め、関係課長、担当職員の出席を求め、委員全員の出席のもと審査をいたしました。本年度の歳入歳出予算は50億7,332万8,000円で、前年度と比較いたしまして7,510万6,000円の増となります。

歳入につきましては、款1町税では16億9,643万9,000円でございます。前年度より561万5,000円の減で、歳入に占める割合は33.4%でございます。

項1町民税では10億2,450万円、昨年より449万3,000円の減となります。理由は定年退職者の増でございます。

項2固定資産税につきましては5億4,767万1,000円で、昨年より78万9,000円の減でございます。土地価格の下落はとまりません。

項3軽自動車税では2,436万1,000円でございます。昨年より131万6,000円の増となります。理由といたしましては、小売価格が安いのとガソリンの高騰によるものと思われま

す。理由といたしましては、小売価格が安いのとガソリンの高騰によるものと思われま

す。理由といたしましては、小売価格が安いのとガソリンの高騰によるものと思われま

す。理由といたしましては、小売価格が安いのとガソリンの高騰によるものと思われま

す。理由といたしましては、小売価格が安いのとガソリンの高騰によるものと思われま

す。理由といたしましては、小売価格が安いのとガソリンの高騰によるものと思われま

す。理由といたしましては、小売価格が安いのとガソリンの高騰によるものと思われま

す。理由といたしましては、小売価格が安いのとガソリンの高騰によるものと思われま

す。理由といたしましては、小売価格が安いのとガソリンの高騰によるものと思われま

す。理由といたしましては、小売価格が安いのとガソリンの高騰によるものと思われま

す。理由といたしましては、小売価格が安いのとガソリンの高騰によるものと思われま

的は、臨時財政対策債 1 億9,800万円、消防債1,510万円の増となりますが、スーパー堤防事業として国から 2 億1,750万円が移転補償費として含まれておりますので、実際は、昨年より 1 億4,239万4,000円の減額予算となります。

次に、歳出について申し上げます。

ますます厳しい財政状況下において、厳密に施策を見て事業効果を検討し、むだを省いたことと思われま。住民サービスの低下を最少限度に抑えることが大切かと思ひます。それでは、歳出に移ります。

款 1 議会費では9,527万4,000円、昨年より66万5,000円の減額でございます。内訳を申しますと、職員の給料と議会活動費として議員報酬でございます。その他に關しまして、会議録作成費及び「議会だより」の経費となります。

款 2 総務費は 8 億686万3,000円で、前年対比2,358万2,000円の増となります。項 1 総務管理費、目 1 一般管理費では 3 億8,799万5,000円でございます。主に職員給料と手当となります。その他といたしましては、防犯灯設置事業、例規集データ作成委託料でございます。

目 2 秘書広聴費は1,301万1,000円で、主に区長会事業費と「広報とね」の発行費でございます。

目 5 財産管理費は8,562万6,000円、昨年よりも579万6,000円の増でございます。主なものは庁舎管理費で、本年度は庁舎内の空調改修工事が行われま。また、委託料で、バス運行業務委託等でございます。本年度も、庁舎、公共施設、道路等また公園等の維持管理業務費は役場職員で行われま。

目 6 企画費は2,545万1,000円でございます。昨年度よりも322万円の減となります。新事業としてデマンド型乗合タクシー運行業務が行われま。この事業は、高齢者の方、車の乗れない方々のために行う事業でございます。

目 8 行政事務改善費2,340万7,000円、昨年対比732万8,000円の減となります。主に電子自治体推進事業で、委託料と賃借料でございます。

項 4 徴税费でございますが、目 1 税務総務費は 1 億3,589万4,000円、前年度対比2,530万9,000円の増となっております。増の内訳は、償還金利子及び割引料でございます。課税率が劣らないよう、また徴収率が向上するよう努力するとのことでございます。

項 3 戸籍住民登録費は7,050万7,000円で、前年対比469万6,000円で、主なものは、職員給料と委託料でございます。

次に、款 3 民生費11億8,159万1,000円でございます。前年度と比べまして6,431万9,000円の減となります。

まず目 1 社会福祉総務費 2 億5,670万5,000円、前年度と比較いたしまして771万1,000円の増となっております。主な事業は、障害のある方々が生きがいを持てるよう幅広い事業を行います。

目2 老人福祉費1,158万6,000円、前年対比252万3,000円の減となります。減となる要因は、敬老会開催時のバス輸送代金、年に一度行われる戦没者追悼式事業が行われなかったための減でございます。福祉全体の予算を見ますと、高齢者の皆さんが毎日楽しく暮らせるような事業を幅広く行っていく予算となっております。

目5 医療総務費1億2,786万1,000円、前年対比1億8,433万1,000円の大幅減額となります。主なものは、老人保健特別会計繰出金が、前年度と比べ1億5,650万4,000円減額されました。これは本年度より後期高齢者医療制度に変わったことによるものです。その他歳出の主なものは、職員給料と国民健康保険特別会計への繰出金で9,393万2,000円となります。

目6 医療福祉費8,397万7,000円、前年対比41万6,000円の減でございます。内容について申し上げますと、医療福祉費で、節20扶助費の中で、重度医療給付、高齢者重度医療給付費、幼児医療給付費が主なものでございます。

目8 介護保険費1億3,194万8,000円、前年対比1,090万3,000円の増額となりました。歳出のほとんどが介護保険特別会計への繰出金となっております。

目10 保健福祉センター費、本年度から保健センターと福祉センターが統合され初めての予算で1億234万6,000円でございます。歳出の主なものは、職員給料、委託料、福祉バス運行事業となっております。

目11 後期高齢者医療、特別会計への繰出金1億2,413万9,000円となります。

次、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費は397万8,000円、前年度と比べまして415万2,000円の大幅な減額となりますが、これは民間保育士増員費補助金の減によるものでございます。その他につきましては前年同様の予算となっております。

目2 児童措置費につきましては3億718万6,000円、前年度と比較いたしまして1,645万8,000円でございます。減の要因は、園児の減によるもので、その他の事業費は前年度とほぼ同額となっております。

目3 児童福祉施設費は102万6,000円、本年度は60万円の増となっております。これは児童遊具設置工事に伴うものでございます。

目4 児童クラブ推進事業費828万円、前年対比174万3,000円の減額でございます。内容は指導員賃金の減でございます。参考までに、布川小が3名、文小2名、文間小2名、計7名でございます。放課後6時30分まで、1年生から3年生の児童が対象となります。

款4 衛生費6億6,161万2,000円、前年対比3,301万9,000円の減額となります。

目ごとに説明させていただきます。

目1 保健衛生総務費は6,151万1,000円で、前年度とほぼ同額で、内容もかわらない予算となっております。

目2 予防費は3,564万8,000円、前年よりも892万3,000円の減額となっております。

内容を申し上げますと、結核診断等委託費で1,107万円の減となっております。予防接

種事業では、医薬材料費でワクチン代224万円、また個別予防接種委託料103万円の増額となり、その他は前年同様となります。

目3 すこやか交流センター費766万3,000円、383万3,000円の増額となっております。

内訳は、運営委託213万4,000円、それと屋根防水工事費552万9,000円でございます。

目4 環境衛生費2,419万9,000円、前年対比743万3,000円の減でございます。減の主なものは職員給料の減でございます。事業といたしましては、高度処理型浄化槽設置整備事業でございます。

項2 清掃費、目1 清掃総務費5,343万3,000円で、827万8,000円の減額でございます。内訳は、職員給料と収集運搬業務委託費でございます。

目2 塵芥処理費は4億2,029万円、914万4,000円の減額でございます。内容は、龍ヶ崎地方塵芥処理組合負担金でございます。

目3 廃棄物減量推進費2,581万3,000円、前年度対比289万7,000円でございます。資源回収運搬事業業務委託料がほとんどでございます。

目4 し尿処理費は3,305万5,000円、前年度よりも39万6,000円の減でございます。龍ヶ崎地方衛生組合負担金でございます。

款5 農林水産費2億3,914万円、前年度対比4,779万5,000円の減額となります。

項1 農業費、目1 農業委員会費2,197万8,000円、40万8,000円の減額でございます。内容は、職員給料等委員報酬でその他は前年同様でございます。

目2 農業総務費4,365万7,000円、前年対比1,152万8,000円の減となりました。内容は職員の給料、職員の減によるものでございます。

目3 農業振興費、予算額は4,371万9,000円、前年度よりも137万4,000円の減額となっております。要因は、農業振興地域土地台帳作成業務委託がなくなりました。その他は前年同様となっております。

目4 水田農業対策費は3,285万円で、前年度よりも2,114万7,000円、大幅な減額でございます。主なものは、生産調整推進対策事業達成者奨励補助金2,110万円の減額でございます。その他は昨年度とほぼ同様でございます。

目5 農地費では9,094万5,000円で、前年対比1,353万6,000円の減でございます。内容は利根東部地区湛水防除事業負担金がなくなったことによるものでございます。その他は前年度と変わらない予算となっております。

目6 農村環境整備事業費は599万1,000円で、前年度とほぼ同じでございます。

款6 商工費は1,714万3,000円でございます。前年度よりも236万2,000円の減となっております。

項1 商工費、目1 商工総務費は469万7,000円で、前年度対比177万1,000円の減でございます。職員の給料の減によるものでございます。

目2 商工振興費1,021万6,000円で、前年対比54万1,000円の減でございます。内訳は自

治金融制度事業で、茨城県信用保証協会寄託金40万円でございます。その他は前年同様となっております。

目3 観光費は223万円、前年度と比べまして5万円の減となります。利根町観光協会補助金200万円でございます。

款7 土木費 5億9,276万3,000円でございます。前年対比2億3,473万7,000円の大幅な減額となりました。

項2 道路橋梁費、目1 道路橋梁総務費は6,024万9,000円で、前年度よりも1,602万4,000円の減でございます。減の主なものは、職員の給料及び委託料の公共用地財産交換測量業務委託費がなくなったことによるものです。そのほかは前年同様となっております。

目2 道路推進費は1億137万3,000円、前年度よりも3,768万5,000円の増となっております。要因は、利根浄化センター周辺生活環境施設整備事業で、道路の整備3,900万円でございます。その他は、ほぼ変わらない予算となっております。

目3 橋梁維持費192万7,000円、前年度よりも338万6,000円の減額でございます。これは立木新田橋梁負担金が終わったことによるものでございます。

款7、項3 河川費、目1 河川総務費 2億3,598万2,000円、前年度よりも2億3,593万6,000円の増額となりました。スーパー堤防整備事業で、押付本田集落の委託4件分で、国庫支出金でございます。

款7、項4 都市計画費、目1 都市計画総務費は2,193万2,000円、昨年度よりも1,302万2,000円の減額でございます。内容は、職員の給料と都市計画基礎調査業務委託費がなくなったことによるものでございます。

目2 公園費は8,830万6,000円でございます。前年対比6,841万9,000円の増です。増の原因は、上曽根運動公園整備事業で、移転用地整備工事費6,856万5,000円によるものでございます。その他は昨年とほぼ同様でございます。

目3 下水道費8,026万7,000円で、前年度に比べまして4,758万円の減額となります。公共下水道事業特別会計繰出金の減によるものでございます。

款8 消防費 3億3,066万8,000円、前年度対比4,892万2,000円の増となります。

項1 常備消防費 2億5,019万7,000円で、昨年度よりも2,817万円の増となりました。稲敷地方広域市町村圏事務組合消防負担金の増によるものでございます。

目2 非常備消防費、本年度の予算額は2,913万1,000円で、昨年度よりも270万5,000円の減となりました。内容は、操法運営費の減によるもので、その他は前年度とほぼ同様でございます。

目3 消防施設費は4,071万5,000円、前年度よりも2,435万9,000円の増となります。これは消防ポンプ自動車購入、防火水槽給水装置工事、消火栓設置工事でございます。

目4 水防費は397万9,000円、昨年よりも101万1,000円の減額でございます。水防出勤費の減によるものでございます。

目5 防災費664万6,000円、前年度とほぼ同額の予算でございます。

款9 教育費 5億2,421万5,000円、前年度対比8,472万6,000円の予算となりました。項1 教育総務費は、目1 教育委員会、前年度とほぼ同じ予算でございます。

目2 事務局費 1億2,191万2,000円、前年対比137万7,000円の減でございます。これは職員の給料の減によるもので、その他は前年度と同様の予算となっております。

目3 語学指導事業費1,028万6,000円、161万8,000円の増、これはALT 2人分の旅費の増でございます。また、9月より英語指導助手業務委託がされます。

目4 教育研究指導費2,191万6,000円で、前年度よりも784万3,000円の減となります。要因は、TT非常勤講師事業の報酬の減、生活指導員配置事業の報償費の減、東文間小学校複式学級補助教員配置事業の報償費の減によるもので、その他は前年同様となっております。

款9 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費は 1億2,458万9,000円、前年対比1,571万9,000円の減となっております。減の主なものは、職員の給料の減、また小学校運営事業の減によるものでございます。

新たな事業といたしまして、東文間小学校、文間小学校統合により、東文間地区の児童の通学の足として、デマンド型乗り合いタクシーをスクールバスといたしまして300万3,000円が計上されております。また、本年度パソコンの入れかえと、布川小学校のプール塗装改修工事を行います。

目2 教育振興費660万4,000円、昨年度よりも88万9,000円の減でございます。消耗品の減によるものでございます。

目3 学校給食費1,171万7,000円で、400万7,000円の減ですが、要因は、需用費、役務費等の減でございます。

款教育費、項3 中学校費では5,003万2,000円、999万1,000円の減となります。主なものは、職員給料と中学校運営費の委託料、及び中学校設備整備事業の備品購入費の減によるものでございます。その他は昨年同様となります。

目2 教育振興費586万8,000円、69万1,000円の減でございます。これは備品購入費の減によるものでございます。

款9 教育費、項4 社会教育費、目1 社会教育総務費は7,933万8,000円でございます。前年度よりも704万3,000円の減となります。職員の給料減で、その他は前年同様となります。

目2 公民館費は、工事請負費で、公民館の外装、屋根、外壁の防水工事が終わったための減額でございます。

目3 生涯学習センター費957万2,000円、76万2,000円の減ですが、ほぼ前年同様の予算となりますが、強いて言えば、職員給料費、需用費の減でございます。

目4 郷土誌編纂費、目5 文化財保護費、目6 資料館費に関しましては、昨年同様でございます。

目7生涯学習事業費は148万1,000円、昨年度よりも19万円の増となりましたが、講師謝礼の増でございます。

目8柳田國男記念公苑費509万6,000円、117万6,000円の増でございます。内容は、委託料で、柳田國男記念公苑土蔵の薫蒸業務委託、これはシロアリの業務でございます。110万1,000円の増でございます。

目9図書館費2,697万1,000円、24万6,000円の減でございます。図書館設備管理費、業務委託費の減によるもので、その他はほぼ昨年並みでございます。

目10子ども教室推進事業費220万5,000円の予算で、19年度から行われている事業で、内容は、文小学校において、放課後、児童が教室で勉強したり、また校庭にていろいろなスポーツをしたりして過ごす事業でございます。

目11コミュニティセンター費は765万1,000円、20年度より管理を任せる費用とその他の費用でございます。

款9教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費は511万円、前年度と比較いたしまして76万2,000円の減となっております。主なものは、火災保険料並びに報償費の減で、その他は前年度とほぼ同様でございます。

款10公債費、目1元金5億2,332万4,000円、目2利子は9,030万7,000円、内訳は、教育費、減税補てん債、臨時財政対策債の償還金となります。

款11諸支出金、項1基金費は基金への積立金でございます。

款12予備費は500万円でございます。

第2表債務負担行為では、公用車リース事業で限度額2,098万円、第3表は地方債、臨時財政対策債1億9,800万円、消防施設整備事業1,510万円でございます。

以上が歳出になりますが、歳入について申し上げますと、町税が、前年度とほぼ同額の16億9,643万9,000円でございますが、今後も、団塊の世代の退職者が多くなることと思います。これに対し町税も減収になることになると思います。これからも行政改革をしっかりと行っていかなければなりません、限度があります。今後、町有地の有効活用、特に旧利根中学校の跡地利用を早急に考えるべきだと思います。それには、行政、議会が一体となり取り組んでいかなければなりません。

また歳出を見ますと、20年度さらに補助金を減額しております。また、職員の給料も4月より3%、約4,000万円の減額となります。また去年は、利根中学校、新館中学校が統合されました。本年度は、布川小学校、太子堂小学校が統合され、また東文間小学校、文間小学校が統合されます。小学校は3校となりました。教育費も8,472万円と減額になりました。また、関連事業として、新しくデマンド型乗り合いタクシーを購入し、登校下校の時間のみスクールバスとして運行することになっております。学校から遠い児童も安心して通学できます。本年度も大変厳しい予算でございますが、町民の方々に対してのサービス低下にならないよう努力していかなければなりません。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（岩佐康三君） 予算審査特別委員会委員長からの委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。

2番高木博文君。

〔2番高木博文君登壇〕

2番（高木博文君） 2番高木博文です。

私は、一般会計予算の反対討論を行います。

具体的には二、三点、それと大きく問題意識を持つ点があって反対の討論を行います。

まず、具体的な部分でありますけれども、今回のこの予算、今までも、私自身は昨年4月からの議員でありますので、それ以前の予算案の審議にはかかわっておりませんが、決算審議等を通じ指摘をしてきましたけれども、町関連の施設、この役場庁舎も含めてでありますけれども、そこにおける機械設備、こういった保守点検の業務委託の部分が、非常に大きなウエートを占めているということに問題意識を持っております。決算審議の中でもそのことを指摘し、できるだけ軽減の努力をするという担当課長等の答弁いただいたところでありますけれども。昨年度当初予算と今回比較したところ、こうした業務委託の部分についてはほとんど変わりはない。これは恐らくその施設を設置した業者が、機械設備等の保守点検を行うのが一番やりやすいということでの、競争入札しているのだと思いますけれども、随契に近い形での対応になっているのではないかと。やはりこれは財政が厳しい中、極力節約の方向で努力をしていくべきだというのがまず1点であります。

それと二つ目には、自治体の業務、多くの部分で電算化されております。そうした電算化システムを新設するについても、更新するについても、活用するについても、かなりの部分で業者に委託をしております。私は、今後考えてみると、ますますこうした業務の進め方は多くなるだろうと、そのことを考えてみると、やはり職員自身の手でやるべき部分を、もっともっと中期的に人材を育成し、かつ活用するという立場から努力をしていかなければ、これは言い方は悪いですが、業者の言い値に近い形で委託せざるを得ない。職員がその点に精通しているならば、そこにおける問題等を指摘しながら、適切な値段での委託ということになるかと思っておりますけれども、なかなかそういう形にはなっていない。

年々その種の部分の業務、あるいは金額的なウエート高くなっていると。特に疑問を感じましたのは、法規集の作成及び更新、つくるときにはお金が要するというのはよくわかりますけれども、実際にそのつくる時点での予算と、更新の現時点での予算とが全く同額組

まれていると、これは素人目に考えても本当にそうなのかと、一たんデータベースでできているならば、その修正、訂正ということになるわけですから、恐らくここには数字の変化があってしかるべきではないかというような点、疑問に思いました。

また、「広報とね」さらには「議会だより」、住民の各家庭に配る広報物あるわけですが、これは議会ごと年4回の部分と毎月出す、その発行回数の違い、多分部数は一緒だと思いますが、そういったことなどを計算においた場合、果たしてこれが適切に見合っているのか。お聞きすれば業者が違うということでありませうけれども、やはりここはできるだけ安い方の価格で委託するような取り組みをしなければならない、この点についても改善が見られないといったことでもあります。

さらにもっと大きくは、先ほど37号議案でしたか、この利根町の今後の就業構造や年齢構造等の変化を踏まえた形でのさまざまな計画が承認されたところでもありますけれども、私は一応内容的には多分こういう形で推移するだろうと、そしてまたそこに書かれている事業等についても大きな期待を持つところでもありますけれども、就業構造の変化で、利根町での基幹産業というべき農業就労者が激減するという状況、あるいは年齢構成で言うならば、15歳以下が少なくなる、少子化が一層強まる反面、65歳以上の人たちがぐっと多くなってくると、そういったことを考えてみた場合、そこに見合う中長期的な町としてのまちづくりがこの予算に入っているのかどうか、残念ながらそうした部分は反映されていない、このように思わざるを得ません。こうした中長期に及ぶまちづくりというのは長いことかかるわけですから、早目にお金をかけずして着手する、そうした姿勢が当然必要かと思えます。

遠山町長の時代に、いきいき利根町21とかいう地域づくり、健康づくり、これが高齢化する利根町における今後の一つの計画として出されておりますけれども、残念ながらこれも計画倒れのように、中身的にはそれが少なくともずっと生かされてはいない、このように感じております。

こうした今後の利根町の将来を見渡す上で、今から着手すべき事業が、今年度の予算に反映されているのかどうか、私はそれが不十分に感じられます。まだまだありますけれども、とりえずは以上の点をもって、私は、この一般会計予算に対し反対する立場を表明するところでもあります。

以上です。

議長（岩佐康三君） 次に賛成討論を許します。

反対討論を許します。

4番白旗 修君。

〔4番白旗 修君登壇〕

4番（白旗 修君） 私は反対の立場から、予算案の反対討論を行います。

細かいレベルでは、高木議員とかなり重複するところがありますので、それは省略いた

しますが、私は、この予算案は、大きく分けて三つの面で問題があるかと思えます。

1番目は、新規事業の住民への説明と必要性の検討が不十分なまま予算化されているという点でございます。

具体的に、一番大きなものは、先ほども予算委員長からのご説明がありました乗合型タクシー事業の問題でございます。かねがね私はいろいろな場面で、この事業の問題点を指摘してはいましたが、一向に改まっておりません。住民への説明が不十分でありますし、他の事業との調整も不十分なまま予算化されております。このまま執行されますと、住民合意のないまま、住民に大きなコスト負担をかけることになると思えます。それから関連して、スクールバスの運行計画につきましても、私の見るところによれば、教育理念とコスト意識の欠如を感じるものであり、私は、このスクールバスの予算についても修正すべきものであると考えております。

大きい2番目は、既存事業の内容の見直し、不十分なまま予算を前年踏襲の形で計上している。この点につきましては、今の高木議員のご指摘と非常によく重複しております。要するに、既存事業の必要性、重要性、あるいは代替する方法は何かないかといったような検討が極めて不十分であるということであり、先ほども、ご指摘があったように、業務委託の内容のあり方、あるいは各種委員会のあり方などいろいろございますが、そういったものが不十分であります。このためにむだな経費がそのまま温存されているというふうに私は思います。

大きな3番目ですが、硬直的な業者選定の方法によって多大な不要なコストが計上されている。これも高木議員のご指摘のとおりでございます。入札業者の決定は、競争的環境下で行われているとはとても言いがたい状況であります。もちろん単に市場原理で業者を選ぶということができない側面があることは、私も承知しておりますけれども、余りにもそういう競争的な環境の中で業者を選択していくというプロセスがない、あるいはそういう努力をしておりません。そのため、先ほども指摘がありましたけれども、計算業務委託を初め各種委託業務、物品のコストが下がっておりませんし、物品の調達コストの削減も極めて不十分であると思えます。

したがって、この一般会計の予算案には反対いたします。

以上です。

議長（岩佐康三君） そのほか討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第26号 平成20年度利根町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案を認定するものです。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

再開を午後2時からといたします。

午後零時23分休憩

午後2時01分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（岩佐康三君） 日程第23、議案第27号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

厚生文教常任委員会委員長から、委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

厚生文教常任委員会委員長会田瑞穂君。

〔厚生文教常任委員長会田瑞穂君登壇〕

厚生文教常任委員長（会田瑞穂君） それでは、厚生文教常任委員会より審査の結果を報告いたします。

本委員会は、平成20年3月7日付託されました議案第27号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計予算を審議した結果、原案を可決するものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

審査の内容についてご報告申し上げます。

事業勘定についてでございますが、平成20年度事業勘定予算は19億4,653万2,000円計上されております。前年度比5,576万6,000円の減額でございます。

主な歳入についてご報告申し上げます。

国民健康保険税が6億1,032万9,000円で、前年比3,197万8,000円の減額になっておりますが、退職被保険者などの国民健康保険税の減額によるものです。

国庫支出金は4億6,487万4,000円で、前年度比3,356万円の増額となっておりますが、老人保健医療費拠出金など負担金の減額によるものです。

療養給付費交付金が1億6,900万1,000円で、前年度より3億3,260万9,000円の減額となっておりますが、退職者医療制度の改正によるものです。

前期高齢者交付金として3億5,000万円が新設されております。これは後期高齢者医療制度によるものです。

県支出金は8,387万3,000円で、前年度比1,306万8,000円の増額になっておりますが、新

設された特定健康診査などの負担金によるものです。

高額医療費共同事業交付金が1億5,878万9,000円で、前年度比896万2,000円の増額となっております。保険財政共同安定化事業交付金の増額によるものです。

繰入金が9,393万3,000円で、前年度比1億671万9,000円の減額になっておりますが、財政調整資金の繰入金の減額によるものです。

主な歳出についてご報告申し上げます。

保険給付費が12億2,709万円で、前年度比1億1,504万8,000円の減額になっておりますが、退職被保険者など療養給付費の減額によるものでございます。

後期高齢者支援金などとして2億3,171万4,000円、前期高齢者納付金として8万円になっております。これは後期高齢者医療制度によりまして新設されております。

老人保健拠出金が5,741万7,000円で、前年度比2億1,684万4,000円の減額となっております。これも後期高齢者医療制度によるものです。

介護納付金が1億4,897万6,000円で、前年度比108万2,000円の減額となっております。

共同事業拠出金が1億7,643万7,000円で、前年度比2,357万5,000円増額となっておりますが、高額医療費の増額によるものです。

なお、国保事業は、ますます高齢化が進んでおり、運営は厳しさを増しております。当委員会としては、税の適正な賦課徴収に努めることと、健全な健康財政に向けた予算執行を今後とも努力してほしいと思っております。

次に、施設勘定の報告を行います。

施設勘定の平成20年度の予算は1億129万8,000円で、前年度比833万4,000円の減額であります。

主な歳入については、診療収入が8,907万5,000円で、前年度比267万7,000円の減額であります。これは老人保健該当者の患者数の減少によるものです。

繰入金は678万7,000円で、前年度比723万7,000円の減額になっております。なお、一般会計からの繰入金はございません。財政調整基金繰入金は678万6,000円となっております。

主な歳出については、総務費6,654万8,000円で、前年度比228万1,000円の減額になっておりますが、職員給料などの減額によるものです。

医業費は3,374万9,000円で、前年度比133万2,000円の増額となっておりますが、使用料及び賃借料の医療用機械器具などの酸素ポンベの数量の増加によるものです。

診療所の運営状態は、順調に行われていると思っております。

賛成多数で認定されました。

以上です。

失礼しました。数字が少し間違っておりますので修正させていただきます。

老人保健拠出金が間違っております。本年度予算が5,747万1,000円でございます。

議長（岩佐康三君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

それでは反対の討論を許します。

2番高木博文君。

〔2番高木博文君登壇〕

2番（高木博文君） どうも失礼しました。2番高木博文です。

私は、厚生文教常任委員の一人でありますので、委員長が報告したことに討論するのということで、若干手を挙げるのを控えていたわけですが、中身は、平成20年度利根町国民健康保険特別会計予算に対する賛否の討論ということなので、反対の立場で発言をさせていただきます。

この部分は予算であります。先ほどは、条例の改正にかかわって討論を行っております。ただし、中身は一緒でありますので、基本的にはその主張にゆだねたいと思っておりますけれども、いま一度繰り返したいのは、今回の国保税の引き上げが、世帯当たりで、金額にして3万2,867円、18.12%、1人当たり平均保険税引き上げ額は1万3,803円の15.63%、非常に高い引き上げ幅であるということでありまして。

現時点でも国保の滞納者は年々ふえております。利根町は、むしろ関係職員が一生懸命努力をして、県全体や国全体の傾向よりは収納率が高いという状況にはなっておりますけれども、滞納者がふえるという傾向は否めません。現時点でも、資格証明書が271名、128世帯に発給されており、短期被保険者証も287名、117世帯に発給されております。こうした中において、さらに大幅な引き上げをやるというのは、さらに国保の滞納者をふやすということに当然つながると思っております。

そうしたもとでのこの資格証明書、あるいは短期被保険者証ということになれば、保険料を納入できない人が、窓口での一時立てかえという形で10割負担等を求められる、こういうことになるわけですから、やはり健保が定める健康にして文化的な生活を営む権利を有するというこの考え方からしても、受診する権利を奪うことにつながりますので、私はこの会計には反対をするということでありまして。

以上です。

議長（岩佐康三君） 次に賛成討論を許します。

反対討論を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第27号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案を認定するものです。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第24、議案第28号 平成20年度利根町老人保健特別会計予算を議題といたします。

厚生文教常任委員会委員長から、委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

厚生文教常任委員会委員長会田瑞穂君。

〔厚生文教常任委員長会田瑞穂君登壇〕

厚生文教常任委員長（会田瑞穂君） それでは、老人保健特別会計についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成20年3月7日付、付託されました議案第28号を審査の結果、原案を可決したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

老人保健特別会計予算は1億3,356万8,000円で、前年度比11億7,529万5,000円の減額であります。老人保健制度から後期高齢者医療制度へ移行するために、平成19年度の3月分の医療給付を4月に行うための歳入歳出になりますので全項目が減額となっております。

主な歳入ですが、支払基金交付金が6,304万3,000円で、前年度より5億5,502万9,000円の減額となっております。

国庫支出金が4,172万3,000円で、前年度比3億6,716万8,000円の減額になります。

繰入金は1,782万円で前年度比1億5,650万4,000円の減額となります。

主な歳出ですが、医療諸費1億3,222万5,000円で、前年度比11億6,381万2,000円の減額となっております。主なものは、医療給付費で1億2,400万3,000円となっております。11億4,835万2,000円の減額となっております。

全員賛成で認定されました。

以上で報告を終わります。

議長（岩佐康三君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第28号 平成20年度利根町老人保健特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案を認定するものです。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第25、議案第29号 平成20年度利根町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長佐々木喜章君。

〔産業建設常任委員長佐々木喜章君登壇〕

産業建設常任委員長（佐々木喜章君） それでは、産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会は、平成20年3月6日付、産業建設常任委員会に付託されました議案第29号 平成20年度利根町公共下水道事業特別会計予算について審査の結果、原案は賛成多数で認定すべきと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

本委員会は、去る3月24日、委員全員出席のもと、担当課長及び担当職員の出席を求め慎重な審議を行いました。

本年度の歳入歳出予算総額は3億5,333万円で、前年度と比較しますと4%の減額予算であります。その中で、建設事業費の工事請負費において、本年度予算額5,340万円となっており、前年比1,790万円の増、率にして50%の増となっておりますが、これは前年度に引き続き実施する羽根野地区の污水管460メートルの敷設工事であり、住民福祉の向上と公共用水域の環境保全のため、やむを得ないと判断されるものです。

そのほかの事業では、利根浄化センター周辺地区生活環境整備事業として、昨年に引き続き、高度処理型浄化槽の補助2件分400万円が計上されております。

なお、委員からは、下水道料金の残高、一般会計からの繰入金等についても活発な意見、質疑が行われたことをつけ加え、報告を終わります。

議長（岩佐康三君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第29号 平成20年度利根町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案を認定するものです。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第26、議案第30号 平成20年度利根町営霊園事業特別会計予算を議題といたします。

厚生文教常任委員会委員長から、委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

厚生文教常任委員会委員長会田瑞穂君。

〔厚生文教常任委員長会田瑞穂君登壇〕

厚生文教常任委員長（会田瑞穂君） それでは、平成20年度利根町営霊園事業特別会計予算の結果報告を申し上げます。

議案第30号について、平成20年3月7日、当委員会に付託されました議案を、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則77条の規定により報告いたします。

議案第30号 平成20年度利根町営霊園事業特別会計予算、審査の結果、原案は可決するものであります。

委員会の審査結果についてご報告申し上げます。

町営霊園事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ908万6,000円で、前年度と比較しますと2,120万1,000円の減になります。これは大規模改修工事などの終了によるものであります。

歳入につきましては、使用料及び手数料で908万5,000円となっております。永代使用料で12区画が返還されたことにより4,200万円の計上となっております。

歳出につきましては、例年行っております環境整備委託358万1,000円で計上されております。

全員賛成で認定されました。

以上でございます。

失礼しました。12区画が返還されていることにより420万円に訂正したいと思います。

議長（岩佐康三君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第30号 平成20年度利根町営霊園事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案を認定するものです。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり決定いたしました。

議長（岩佐康三君） 日程第27、議案第31号 平成20年度利根町介護保険特別会計予算を議題といたします。

厚生文教常任委員会委員長から、委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

厚生文教常任委員会委員長会田瑞穂君。

〔厚生文教常任委員長会田瑞穂君登壇〕

厚生文教常任委員長（会田瑞穂君） それでは、ご報告申し上げます。

介護保険特別会計につきまして、本委員会は、平成20年3月7日付で付託されました議案第31号 平成20年度利根町介護保険特別会計予算を審査の結果、原案を可決するものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

審査の内容についてご報告申し上げます。

歳入歳出は、それぞれ9億1,549万円で、前年度比8,782万1,000円の増額となっております。

介護保険料は1億7,057万2,000円で、前年度比1,678万3,000円の増額でございます。

繰入金金は1億3,035万8,000円で、前年度比1,048万2,000円の増額となっております。

また保険給付費ですが8億8,833万1,000円で、昨年度より8,880万8,000円の増額となっております。構成比では97.1%の割合となっております。

高齢化に伴い介護が必要な方も増加しております。また引き続き、施設入所希望者が多く、入所待機者が増加の傾向です。在宅の介護サービスについてもふえている状況になっております。今後も介護給付費を制御するため、介護予防事業に取り組んでいただき、要介護者に対する介護サービスの質の確保、並びにサービス基盤の整備など、なお一層の適

正な保険制度の運営を期待するものでございます。

この議案は全員賛成で可決されました。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第31号 平成20年度利根町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案を認定するものです。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり決定いたしました。

議長（岩佐康三君） 日程第28、議案第32号 平成20年度利根町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

厚生文教常任委員会委員長から、委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

厚生文教常任委員会委員長会田瑞穂君。

〔厚生文教常任委員長会田瑞穂君登壇〕

厚生文教常任委員長（会田瑞穂君） それでは、議案第32号 平成20年度利根町介護サービス事業特別会計予算についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成20年3月7日付で付託されました議案第32号 平成20年度利根町介護サービス事業特別会計予算を審査した結果、原案を可決するものと決定したので、会議規則第77条の規定によりご報告申し上げます。

委員会の審査内容についてでございますが、介護サービス事業特別会計は、平成19年度までは、主として、デイサービス事業運営の予算計上でしたが、平成20年度からは、要支援者のケアプラン作成にかかる費用の計上となっております。年間のケアマネジメント件数は約960件を見込んでおります。要支援者がこれ以上状態が悪くならないよう、適切なケアプランを望むものであります。

賛成多数で可決されました。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第32号 平成20年度利根町介護サービス事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案を認定するものです。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり決定いたしました。

議長（岩佐康三君） 日程第29、議案第33号 平成20年度利根町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

厚生文教常任委員会委員長から、委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

厚生文教常任委員会委員長会田瑞穂君。

〔厚生文教常任委員長会田瑞穂君登壇〕

厚生文教常任委員長（会田瑞穂君） それでは、後期高齢者医療特別会計予算についてご報告申し上げます。

新たに制定されました後期高齢者医療特別会計について、本委員会は、平成20年3月7日付、付託されました議案第33号を審査した結果、原案を否決しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

後期高齢者医療特別会計予算は2億3,578万9,000円であります。

歳入は、後期高齢者医療保険料の1億1,040万7,000円で、主なものは、年金から徴収されます特別徴収8,885万9,000円と普通徴収2,154万8,000円となっております。

また一般会計からルール分としての歳入1億2,413万9,000円で、内容は、後期高齢者医療繰入金9,515万8,000円と、事務費繰入金1,129万6,000円と、低所得者軽減分の保険基盤安定繰入金1,768万5,000円となっております。

歳出は、総務費1,243万4,000円で、主なものは、広域連合への事務費として、後期高齢

者医療共通経費負担金753万5,000円となっております。

また、医療給付費として、後期高齢者医療広域連合納付金 2 億2,325万5,000円となっております。

これは全員否決でございました。

以上でございます。

失礼しました。訂正をお願いいたします。

後期高齢者医療広域連合納付金を訂正いたします。2 億2,325万4,000円でございます。よろしく申し上げます。

議長（岩佐康三君） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 6 分休憩

午後 2 時 3 7 分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔厚生文教常任委員長会田瑞穂君登壇〕

厚生文教常任委員長（会田瑞穂君） 失礼しました。

それでは、訂正しなくて、訂正前の 2 億2,325万5,000円です。よろしくをお願いいたします。

議長（岩佐康三君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

13番若泉昌寿君。

〔13番若泉昌寿君登壇〕

13番（若泉昌寿君） それでは、委員長に二、三点質疑させていただきます。

まず委員会の中での審議の内容をお願いしたいと思います。

それから、委員の皆さん、既に利根町は、広域連合の方に、利根町議会で可決されております、加盟済みでございますが、その点皆さんご存じなのかどうか。

それから、後期高齢者医療特別会計、もしこの利根町で、この議会の中で否決になった場合、そうしますと、この予算書ありますね、この金額どうなるのかその辺。

それと、審議されたあと、委員会の中で討論とかそういうものは行ったのかどうか。

以上、よろしく申し上げます。

議長（岩佐康三君） 若泉議員の質疑に対する答弁を求めます。

11番会田瑞穂君。

〔厚生文教常任委員長会田瑞穂君登壇〕

厚生文教常任委員長（会田瑞穂君） それでは、若泉議員の質問に答弁したいと思います。

まず内容ということでございますが、事務局の方からいろいろご意見聞きまして、私ども淡々とご意見を聞いておりましたけれども、その中で、要するに700万円の事務費が連

合に払うとかいろいろあったのですが、その中で、ちょっともったいないのじゃないかなというような話もございましたが、いろいろ審査した結果、否決という話になったのでございます。

その内容といたしましては、採決する前に、反対討論とかいろいろなことを行いました。その中で、意見としては、今国会で慎重に審議してくれといっている中、または弱者いじめじゃないか、それから長生きしてほしいのかなということかなとか、いろいろな話が出たのですが、採決にもっていった結果、全員が否決ということになった次第でございます。

13番（若泉昌寿君） 既に連合に加盟している。

厚生文教常任委員長（会田瑞穂君） そのことは、私どもの審査の中では全然出ませんでした。

議長（岩佐康三君） 若泉昌寿君。

13番（若泉昌寿君） 今の委員長の答弁に対して再度質問させていただきます。

まず、まだ国会の方でどうのこうの、そういう意見が出たということですが、実際にこの後期高齢の方は4月から稼働するのです。それでもし、これが万が一、この利根町議会で否決になった場合、否決になった場合は、結局今度高齢者の方、医療費はどこから払っていくのか、どこから払ってもらえるのか、そういうことも委員会の中では話し合ったのかどうかその1点もう一度お聞きしたいと思います。

ということは、私質問した中で、広域連合に既に、この利根町が議会の中で可決されてもう茨城県の44市町村でこれは構成されていると思うのですけれども、その中に既に入っているわけです。結局、全然その話も出なかったということは、広域連合に加盟しているのかしていないのか、その辺、委員の皆さんは知らなかったのかどうか、もう一度お願いします。

議長（岩佐康三君） 厚生文教常任委員会委員長会田瑞穂君。

厚生文教常任委員長（会田瑞穂君） 若泉議員のお話にお答えしたいと思いますけれども。話し合いがあったのかとか、そういうことなのですが、後期高齢の連合会に入っている入っていないという意見とか、そういうものは、私どもの委員会では出なかったのです。

要するに、事務局からの説明を受けて、淡々と説明を受けて、いろいろなやりとりはあったのですが、後期高齢の連合会に入っているとか入っていないとかというような意見とか質疑は出ませんでした。

議長（岩佐康三君） 若泉昌寿君。

13番（若泉昌寿君） 委員長、要するに、今までは、老人保健、各自治体でやってきたわけです。今度、制度が変わりまして、広域連合ということで、茨城県は44市町村で、それが一つになって、その中でやっていくような形、ということは、今回のこの審議の中でも、広域連合に加盟している加盟していないという、その辺も委員の皆さん把握してい

ないと、これは大変にまずいと思うのですよ。それは話出なかったということだそうですが。

あと委員長に対して、ちょっと質問させていただきますけれども。今回、審議が終わりまして、討論もやりました、そういうことですよ。各委員さんの討論が出たと思うのですよ。それで討論の中身を委員長聞いているのですから、その中でこの委員は賛成なのか、否決なのか、それはわかったと思うのです。そこで委員長、今回は全員が否決しているわけですから、そうしますと、このままいくと委員会の中は全員否決なのです。それできょうこれから審議するわけですが、もし万が一、ここで、この利根町議会の中で否決になった場合は、この後期高齢者、この制度がどのようなになるのか、このまま否決になったら、ご老人の方、要するに75歳の方の医療費というのはどこからも出なくなるような形になっちゃうのです、そういうことなのです。

そこで委員長として、全員の方の討論を聞いたと思うのですから、皆さんがこれは賛成じゃなくて反対だと、これは大変だと、これは委員長何とかするしかないな、そういう気持ちになったのかならないのか。ただそこで委員の皆さんが、賛成じゃなく否決ですから、そのまま委員長として過ごしてきたのか、その辺をお願いします。

議長（岩佐康三君） 厚生文教常任委員会委員長会田瑞穂君。

厚生文教常任委員長（会田瑞穂君） お答えいたします。

委員長としての立場ということですが、私は、反対討論の意見を聞いて採決したときに、ちょっと啞然としたというか、迷ったというか、びっくりしたというか、だれもが手を挙げてくれる人がいないので困ったなと思って、思っていました確かに、そしてこれはもしかすると、今度連合会でやる後期高齢者に対する保険証配付、困ったなというような気持ちの危惧はもってございましたけれども、きょう議案第11号でしたか、後期高齢者関係の条例、あれが可決されたので、今現在ほっとしているところでございます。

議長（岩佐康三君） そのほかありますか。

5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） ただいまの会田委員長のお話をお伺いすると、厚生文教委員会では、第11号議案、後期高齢者条例に関しては、どのような質疑が行われたのでしょうか。その問題と今回の問題との整合性をちょっとお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（岩佐康三君） 厚生文教常任委員会委員長会田瑞穂君。

〔厚生文教常任委員長会田瑞穂君登壇〕

厚生文教常任委員長（会田瑞穂君） ただいま守谷議員の質問でございますが、そういうことは審議いたしておりません。

議長（岩佐康三君） そのほか質疑ございますか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず反対討論を許します。

2番高木博文君。

〔2番高木博文君登壇〕

2番（高木博文君） 2番高木博文です。

私は、この後期高齢者医療特別会計予算に反対する立場から発言をいたします。

これは、さきに審議いたしました条例制定の部分と基本的には重なる部分がありますので、あえて繰り返すことはいたしませんけれども、やはりここにおける一番の問題は、低収入の高齢者からも、保険料を間違いなく徴収をするという中身になっているからであります。

年金収入が月1万5,000円以下の高齢者は、この利根町で120人おられると聞いております。これらの高齢者からも年1万1,200円の保険料が徴収されます。そしてこれらを納入することができない、1年以上もし過ぎたとするならば、先ほども言いましたけれども、短期被保険者証もしくは資格証明書という形で、窓口で本人が負担する、そういうシステムになっておるわけであります。

高齢者の現状は、その収入が月10万円以下の方が40%を占めていると数字が出ております。国民年金の年金額は極めて低く、40年間満額掛金を支払っても、年金額は月6万6,000円であります。そしてこの後期高齢者医療保険制度の保険料の仕組みは、所得が低いほど率的には重い保険料を負担する、徴収される、そういう中身にもなっておりますし、さらにまた、先ほどの報告もありましたが、現在、国会には、この法律、一たんつくられてはおりますけれども、中止撤回を求める野党4党の法案が出されておるといふこの事実と、さらに530を超える自治体において、既に、この後期高齢者医療制度の中止撤回見直しを求める決議が採択されている、そういう状況にあるもとの、私どもは付託されたこの特別会計について、淡々とこの問題点について審議をしたわけであります。

私ども利根町を含め茨城県広域連合に入っているということ、私どもは前提としながら論議をしたということも含め、私は、この後期高齢者医療制度は、余りにも高齢者に負担を押しつけるさまざまな問題を持っているという立場から、これに反対をするところであります。

以上です。

議長（岩佐康三君） 次に、賛成討論を許します。

8番佐々木喜章君。

〔8番佐々木喜章君登壇〕

8番（佐々木喜章君） 8番佐々木喜章でございます。

議案第33号 平成20年度利根町後期高齢者医療特別会計予算について、私は、賛成の立

場で討論を行います。

この利根町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の第1章第4条において、地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重し、住民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取り組み、及び高齢者医療制度の運営が適切かつ円滑に行われるよう所要の施策を実施しなければならない。また第4章後期高齢者医療制度の第48条で広域連合を設けること、第49条では特別会計を設けることとなっております。

この法律によりまして、まず平成18年第4回利根町議会定例会において、議案第86号茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議について、高齢者の医療の確保に関する法律第48条に、75歳以上の後期高齢者医療の事務を処理するため、茨城県内の全市町村が加入する茨城県後期高齢者医療広域連合を設置することについて、議会において可決されております。このことから、利根町は、平成20年4月1日より、後期高齢者医療制度によって加入し、スタートすることを意味するものです。そして、利根町としましても、法律及び条例に基づきまして特別会計予算を設置しなければなりません。

この特別会計予算につきましては、高齢者の皆様が安心して医療を受けられることから切望しまして、賛成討論といたします。

議長（岩佐康三君） 次に、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

13番若泉昌寿君。

〔13番若泉昌寿君登壇〕

13番（若泉昌寿君） 私は、議案第33号 平成20年度利根町後期高齢者医療特別会計予算、この議案に対しまして賛成の討論をさせていただきます。

そもそもこの後期高齢者医療特別会計、この制度ができたのは、これは国の制度でございます。先ほどから言っていますように、各都道府県、それで広域連合というのをつくっていたと。今まで、利根町の老人健康保健、これがそうなのです。今までは、利根町におきまして、各自治体におきまして、結局、単独でやってきました。しかしながら、やはり国の方も、各自治体とも、いろいろな面で財政的に苦しくなる、そういう意味も含めてこの制度もつくったと思われま。

例えばの話、このまま利根町単独で老人保健を実行していったならば、いずれは利根町単独ではできなくなる、そのような感じになると思います。一つ例を挙げますと、この利根町には、利根消防署というのがございます。利根町の負担額が約2億4,000万円、そのくらい負担しています。これはどこに負担しているかといいますと、稲敷地方広域事務組合、そちらの方に負担して、それで龍ヶ崎、牛久、稲敷それから利根町、それと河内町、それから美浦村、そこで構成されてやっている。その構成されてやっているからこそ、この利根町というのは消防署というのがあるのです。これで利根町単独で消防署を構えるこ

とになったら、とても利根町の今の財政はできません。ですから、お互いに助け合いながら、それでやっているのがこの広域なのです。

今回のこの広域の制度も、やはりこの利根町あたりは、先ほど言いましたように高齢化がどんどん進んでくるのです、それで若い人たちがいなくなるのです、ということは税収も少なくなる。しかしながら、単独でやっていった場合は、老人保健の保険医療費、それが利根町では出し切れなくなる、そういうことも考えられます。ですから、この制度、私は本当にありがたい制度だなと、そう考えています。

委員会の中で全員否決、そのように聞きまして、私、驚きました。もし、先ほども言いましたけれども、質疑の中で言いましたけれども、この利根町の議会の中で、この議案が否決になった場合、どうするのでしょうか。はっきり申しまして、この予算の中に、後期高齢者医療保険料 1 億 1,040 万 7,000 円、それから平成 20 年度の利根町の一般会計から 1 億 2,413 万 9,000 円、この二つがこの利根町としてあるわけですから、今までは、そのほかに医療費としては国民健康保険、当然入っていましたよね。そこから拠出金として老人保健の方へ拠出していました。それからサラリーマンの方、サラリーマンの方は社会保険に入っています。社会保険の中からそれを老人保健の方へ拠出する、それで利根町の老人保健の総金額が、昨年度は 13 億何千万円くらいありましたよね、今度は、要するに、この利根町だけは今ここに予算として出ています、この金だけなのです。あとは広域の方でやってくれる、肩がわりです、そのようになってくるのです。

ですから、これを万が一この利根町で否決しちゃった場合は、もう広域の方からは、利根町の 75 歳以上の老人の方が病院にかかります、医療費払います、これは 10 割負担になるのじゃないかと、私そのように思っています。そうになりましたら、病院とてもじゃない、行かれません。じゃかわりに、利根町で、この後期高齢者、元に戻して単独で老人保健をやれるかと言いましたら、これもなかなかできない。

ですからここが、本当に議員の皆さんよく考えていただきたい、特に委員の皆さん、ここで否決はしたでしょう、でも人間というのはそのとき間違いもあります。はっきり言ってそれはありますよ。でもそこで勇気を振り絞って、私の考えはちょっと違ったのかな。今井さん笑っていますけれども、そうですよ。間違ったときには人間は素直になるべきです。

〔「間違いない」と呼ぶ者あり〕

13 番（若泉昌寿君） 間違いない、間違いなければ結構ですよ、今井さん。間違いのない人間は結構です。私は、間違いはありますから、自分でありますから、そのときには素直に、私間違ったな、私の考えはいけなかったな、そのときは素直に謝るなり、正すなり、そうしています。

ですから、皆さん、この制度は、何としても否決にはさせたくない、私はそういう意味で賛成します。

以上です。

議長（岩佐康三君） 次に反対討論を許します。

賛成討論を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第33号 平成20年度利根町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決です。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

2番（高木博文君） 議長、もう少し正確に言ってくださいませんか。委員長報告のとおりで認めるものに賛成なのか。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 暫時休憩いたします。

午後3時02分休憩

午後3時03分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、もう一度読み直しますので、よろしくお願ひします。

議案第33号 平成20年度利根町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決です。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議案第33号は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時04分休憩

午後3時15分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（岩佐康三君） 日程第30、議案第34号 平成20年度利根町水道事業会計予算を議

題といたします。

産業建設常任委員会委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長佐々木喜章君。

〔産業建設常任委員長佐々木喜章君登壇〕

産業建設常任委員長（佐々木喜章君） それでは、産業建設常任委員会より審査の経過及び結果の報告をいたします。

議案第34号 平成20年度利根町水道事業会計予算認定の件。当委員会は、平成20年3月7日付で付託されました上記議案を審査の結果、原案を認定すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

本委員会は、去る3月24日、全員出席され、関係課長及び担当職員の出席を求め開会し、議案の説明を受けたあと質疑が行われました。

審査結果の内容についてご報告いたします。

初めに、業務の予定量ですが、給水戸数6,354戸、年間配水量174万9,000立方メートルです。1日平均配水量は4,791立方メートルであります。

続きまして、第3条予算の収益的収入及び支出でございますが、収入合わせまして第1款水道事業収益の予算額4億3,617万4,000円であります。

内訳は、第1項営業収益4億2,259万8,000円で、主なものは給水収益であります。

第2項営業外収益1,357万3,000円で、主なものは、加入分担金と受取利息、配当金であります。前年と比較いたしまして339万4,000円の増となっております。増の主な理由は、利息配当金です。

次に、支出であります。第1款水道事業費用、予算額3億7,524万9,000円あります。内訳ですが、第1項営業費用3億6,077万2,000円です。主なものであります。人件費、県水受水費、動力費、減価償却費等であります。

第2項営業外費用1,411万2,000円です。企業債償還利息と消費税であります。

第3項特別損失36万5,000円です。これは料金の不納欠損処分15件分であります。

資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入の予算額は800万円あります。内訳は、第1項他会計負担金800万円で消火栓設置工事負担金であります。

次に、支出ですが、第1款資本的支出、予算額1億3,048万4,000円あります。内訳は、第1項建設改良費1億1,304万7,000円あります。主なものは、石綿管布設替え工事、消火栓設置工事などあります。

第2項企業債償還金1,743万7,000円で、企業債、償還元金であります。資本的収入額が支出に対して不足する額は、それぞれの補てん財源で補てんしております。これらの事業を中心に料金システムを導入し、経費の削減を図り、円滑な事業運営をしております。

以上のことから、当委員会は賛成多数で原案を認定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（岩佐康三君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第34号 平成20年度利根町水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案を認定するものです。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり決定いたしました。

議長（岩佐康三君） 日程第31、議員提出議案第2号 地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書から日程第35、議員提出議案第6号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書までの5件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第31、議員提出議案第2号 地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書から日程第35、議員提出議案第6号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書までの5件を一括議題といたします。

趣旨説明を求めます。

まず、議員提出議案第2号及び議員提出議案第3号について、提出者守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） それでは、議員提出議案第2号、提案理由をご説明いたします。

第2号は、地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書でございます。

（提案理由）

平成20年度予算に計上された地デジ放送関係予算の着実な執行と政府を挙げた受信対策の推進を求めるために提案いたします。

議員提出議案第2号

平成20年3月27日

利根町議会議長 岩 佐 康 三 様

提出者 利根町議会議員 守 谷 貞 明

賛成者 同 西 村 重 之

賛成者 同 五十嵐 辰 雄

地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。
提出意見書

地上デジタルテレビジョン放送は、既に一昨年全都道府県・全放送事業者の親局において放送開始され、政府においても「デジタル放送推進のための行動計画（第8次）」を策定、アナログ放送終了期限の2011年7月までの最終段階の取り組みが行われているところです。

7次にわたる関係者の行動計画により、普及計画の目標に沿って進んでいるものの、残された期間においては放送事業者側及び視聴者側ともに多くの課題が指摘されています。今後3年間でデジタルテレビ放送の受信に未対応の世帯も含め、完全移行のため普及世帯や普及台数を確保することは難事業と考えます。

とりわけ、デジタル放送への移行に伴う視聴者の負担問題については、経済弱者への支援策が求められており、また、視聴者のデジタル受信器購入やアンテナ工事、共聴施設の改修等具体的行動について、理解を深め、支援する方策が求められます。

平成20年度予算案に計上された地上デジタル放送関係予算の着実な執行と併せ、下記の事項について、政府を挙げた取り組みをしていただくよう強く求めます。

記

1. 視聴者側の受信環境整備に伴う負担軽減のための方策を強力に進めること。また経済的弱者への支援策について、早急に内容を検討・決定すること。
2. 今後、地デジ放送に関する相談が飛躍的に増加することが見込まれるため、「地域相談・対策センター」を各県ごとに整備し、アウトリーチのサービス体制を整備すること。
3. デジタル中継局整備や辺地共聴施設整備について、地方自治体の過度の負担とならないよう放送事業者等との調整を図るとともに、自治体負担の場合の支援策について新設も含め拡大すること。
4. 都市受信障害については、各地域の実情を把握の上、良好な受信環境に整備を図り、情報格差が生じないように努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月27日

茨城県北相馬郡利根町議会

提出先

内閣総理大臣 福 田 康 夫

総 務 大 臣 増 田 寛 也

続きまして、議員提出議案第3号 介護労働者の待遇改善を求める意見書でございます。

(提出理由)

介護に携わる人たちが、誇りと自信をもって仕事ができるよう、また安心して暮らせるよう、政府において特段の取り組みを行い、労働条件や福利厚生の上昇に全力を挙げることを要望するための提案でございます。

議員提出議案第3号

平成20年3月27日

利根町議会議長 岩 佐 康 三 様

提出者 利根町議会議員 守 谷 貞 明

賛成者 同 西 村 重 之

賛成者 同 五十嵐 辰 雄

介護労働者の待遇改善を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

介護労働者の待遇改善を求める意見書

介護労働者は、人間の尊厳にかかわる崇高な仕事をしているにも関わらず、低賃金、長時間重労働など、その劣悪な労働環境から離職率も高く、待遇改善が待たなしの課題となっています。早朝から深夜までの重労働の上、人手不足で疲れても休暇も取れない。こうした厳しい現実直面して、このままでは生活できない、将来に希望が持てないと、耐え切れず退職していくケースが多発しております。

今後、団塊世代の高齢化などにより、少なくとも今後10年間で、40万人から60万人もの介護職員の確保が必要とされておりますが、介護に携わる人たちがいなくなれば介護保険制度も立ち行かなくなり。まさに介護保険制度の根幹を揺るがす問題です。

介護に携わる人たちが誇りと自信を持って仕事をできるよう、また安心して暮らせるよう、政府においては、以下の点について特段の取り組みを行い、労働条件や福利厚生の上昇に全力を挙げるよう強く要望します。

記

1. 全労働者の平均を大きく下回っている給与水準の実態を職種や勤務形態ごとに把握し、低賃金の原因とその是正策を早急に検討すること。その上で、それぞれの介護事業者がキャリアと能力に見合った適切な給与体系が構築できるよう介護報酬のあり方を見直し、次期介護報酬改定で適切に措置すること。
2. 昨年8月示された福祉人材確保指針について、福祉・介護サービスを担う人材確保の

ため、労働環境の整備やキャリアアップの仕組みの構築など早急な取り組みを進め、福祉・介護現場における指針の実現を図ること。

3. 小規模事業所などにおける職場定着のための取り組み支援や労働時間短縮のための事務負担軽減策、さらには、事業所の労働条件等労働環境に関する情報開示など介護労働者の待遇改善のための総合的な取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成20年3月27日

茨城県北相馬郡利根町議会

提出先

内閣総理大臣 福田 康 夫

厚生労働大臣 舩 添 要 一

以上であります。

議長（岩佐康三君） 次に、議員提出議案第4号及び議員提出議案第5号について、提出者西村重之君。

〔3番西村重之君登壇〕

3番（西村重之君） それでは、説明させていただきます。

議員提出議案第4号

平成20年3月27日

利根町議会議長 岩 佐 康 三 様

提出者 利根町議会議員 西 村 重 之

賛成者 同 守 谷 貞 明

賛成者 同 五十嵐 辰 雄

地方自治体の安定的財政運営と道路特定財源の確保を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

（提案理由）

地方交付税が削減される中、今後の地方自治体の安定的財政運営が確保されることを要望するために提案します。

内容の説明をさせていただきます。

地方自治体の安定的財政運営と道路特定財源の確保を求める意見書

道路整備の財源となる道路特定財源は、国だけでなく地方にとっても非常に貴重な財源であり、本県においても、県民のニーズを踏まえ、これまでも道路特定財源に加え、多大な一般財源を投入し、道路整備を推進しているところである。

現在、道路特定財源諸税の暫定税率などの時限措置が大きな議論となっているが、仮に、延長されない場合は、県及び市町村の税収が大幅に減少するとともに、地方道路整備臨時交付金が廃止となり、道路整備に大きな支障が生じることはもとより、何よりも、地方財

政が危機的状況に直面することになる。

特に、道路特定財源が過去の道路整備の起債償還に充当されていることを勘案すると、一般財源からの充当を行う必要が出てくることから、借入金返済のための更なる借入れという事態や、福祉や教育の財源を圧迫する危機的事態も想定されるところである。

平成15年度以来、地方交付税が減額される中、今後の地方自治体の安定的財政運営が確保されるよう、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記

1. 今後の具体的な道路整備の姿を示した中期計画において、真に必要な道路整備・管理に必要な事業量を確保すること。
2. 道路特定財源諸税における暫定税率を延長すること。
3. 地方道路整備臨時交付金制度を継続するとともに、財政基盤の脆弱な自治体に配慮した交付率の引き上げや交付対象を拡大するなどの拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月27日

茨城県北相馬郡利根町議会

提出先

総務大臣 増田 寛也

国土交通大臣 冬柴 鉄三

議員提出議案第5号

平成20年3月27日

利根町議会議長 岩佐 康三 様

提出者 利根町議会議員 西村 重之

賛成者 同 守谷 貞明

賛成者 同 五十嵐 辰雄

「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

(提案理由)

現在、政府が進めるバイオマス・日本総合戦略を、総合的かつ計画的に推進するバイオマス基本法の制定を要望するため提案する。

「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書

昨年、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)が発表した「第4次評価報告書」は、地球の温暖化について、引き続き石油などの化石燃料に依存していけば、今世紀末には平均気温は、4.0度(2.4~6.4度)上がると予測し、今後人間の存在基盤が著しく脅かされる恐れがあり、その対策の緊急性を訴えるとともに、各国政府より強力な対策を講じるよ

う警鐘を鳴らしています。

対策の大きな鍵を握る温室効果ガスの削減について、昨年12月、インドネシアのバリで開催されたC O P 13（国連気候変動枠組み条約締約国会議）で2009年末の妥結を目指してポスト京都議定書の枠組みに関して交渉を開始することで合意がなされました。特に、日本は今年、この交渉の進展に重要な役割を持つ洞爺湖サミットの議長国であり、世界の温暖化対策、特に京都議定書に加わっていない米国、中国、インドなども含め、すべての主要排出国が参加する新たな枠組み作りをリードする使命があります。

そのためにも、自らが確固とした削減政策と中長期の排出削減目標を示す必要があり、再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギー対策によって「低炭素、循環型社会」への移行を図る道標を示すべきです。

石油脱却に向けてカギを握っているのが代替燃料としてのバイオ燃料です。石油産業社会に替わる「バイオマス産業社会」をも展望し、食糧との競合問題への対応も含めて、日本をあげてバイオマス活用の推進を図るために「バイオマス推進基本法」（仮称）を制定すべきです。

現在、政府が進める「バイオマス・日本総合戦略」を総合的かつ計画的に推進するためにも、同基本法の制定を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成20年3月27日

茨城県北相馬郡利根町議会

提出先

内閣総理大臣 福 田 康 夫
文部科学大臣 渡 海 紀三朗
農林水産大臣 若 林 正 俊
経済産業大臣 甘 利 明
国土交通大臣 冬 柴 鉄 三
環境大臣 鴨 下 一 郎

以上です。

議長（岩佐康三君） 次に、議員提出議案第6号について、提出者五十嵐辰雄君。

〔10番五十嵐辰雄君登壇〕

10番（五十嵐辰雄君）

議員提出議案第6号

平成20年3月27日

利根町議会議長 岩 佐 康 三 様

提出者 利根町議会議員 五十嵐 辰 雄
賛成者 同 守 谷 貞 明
賛成者 同 西 村 重 之

中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。
それでは、提案理由を申し上げます。

我が国企業の99%を占め日本経済を下支えする中小企業が健全な経営環境を取り戻し、地域経済の発展に寄与するため、政府に対して中小企業底上げ対策の一層の強化を図るよう要望するため提案する。

中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書

中小企業を取り巻く経営環境は厳しいものがある。原油・原材料の高騰がオイルショック以来の記録的な価格となる一方で、親事業者への納入価格・公共事業体の落札価格は低迷を続けるなど、「下請けいじめ」「低価格入札」が横行し中小企業はいまや危機的状況にあるといっても過言ではない。

こうした状況に鑑み、昨年12月、福田総理は「原油高騰・下請け中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議」を2回開催し、関係省庁に対して、原油高騰の影響を受ける中小企業に所要の緊急対策を示したところである。

深刻な影響を蒙る中小企業に対して、政府がとった一連の措置については一定の評価を下すものの、今回の緊急措置が場当たりの対策に終始しないよう、今後は、中小企業における金融支援策の強化や経営指導を効果的に行う相談窓口体制の構築など、中小企業底上げに対して一段と踏み込んだ対策を講じることが必要である。

わが国企業の99%を占め日本経済を下支えする中小企業が健全な経営環境を取り戻し、地域経済の発展に寄与するため、政府に対して、中小企業底上げ対策の一層強化をはかるよう、次の事項について強く要望する。

記

1. 中小・小規模企業者の金融支援をトータルに行うための「仮称・中小企業資金繰り円滑化法」の早期制定
2. 各省庁所管のもと多くある中小企業相談窓口を一本化すること
3. 公正な取引を実現するため、下請け代金支払遅延防止法を厳格に運用すること
4. 下請適正取引のためのガイドラインの周知徹底を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定に基づいて、意見書を提出する。

平成20年3月27日

茨城県北相馬郡利根町議会

提出先

内閣総理大臣 福田 康 夫

経済産業大臣 甘 利 明

以上です。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

まず、議員提出議案第2号 地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第2号 地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第3号 介護労働者の待遇改善を求める意見書に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第3号 介護労働者の待遇改善を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第4号 地方自治体の安定的財政運営と道路特定財源の確保を求める意見書に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず反対討論から認めます。

4 番白旗 修君。

〔 4 番白旗 修君登壇 〕

4 番（白旗 修君） 私は、野党の主張に全面的にくみするものではありませんが、旧来の問題点を温存する政府与党の主張にくみすることもできません。地方自治、地方分権を推進するためには、道路特定財源は、一般財源として、地方の実情に沿って地方が自由に使用できる仕組みをつくることが重要であります。しかし、政府与党は、その努力をしておりません。

個々の地方自治体は、過去の経緯からいろいろな事情があるとは思いますが、道路特定財源の一般財源化の大原則を曲げることはあってはいけないと私は思います。地方自治体が道路特定財源の確保を国に求めることは、地方自治の本旨にももとることであり、間違っていると私は考えます。よって、議員提出議案第 4 号として提出された本意見書には、私は同意いたしません。

議長（岩佐康三君） 次に、賛成討論を認めます。

次に、反対討論を認めます。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第 4 号 地方自治体の安定的財政運営と道路特定財源の確保を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔 賛成者起立 〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議員提出議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 5 号 「バイオマス推進基本法」（仮称）の制定を求める意見書に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第 5 号 「バイオマス推進基本法」（仮称）の制定を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第6号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第6号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

総務常任委員会に付託中の請願第5号 場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願及び請願第6号 場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願については、会議規則第47条第1項の規定により、委員会の中間報告を求めることにしたいと思います。

よって、総務常任委員会に付託中の請願第5号及び請願第6号について、委員会の中間報告を求める件を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、総務常任委員会に付託中の請願第5号及び請願第6号について、委員会の中間報告を求める件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議長（岩佐康三君） 追加日程第1、請願第5号及び請願第6号について委員会の中間報告を求める件を議題として採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、委員会の中間報告を求めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、請願第5号及び請願第6号について委員会の中間報告を求めることは可決されました。

請願第5号及び請願第6号について、委員会の中間報告を求めます。

総務常任委員会委員長五十嵐辰雄君。

〔総務常任委員長五十嵐辰雄君登壇〕

総務常任委員長（五十嵐辰雄君） 平成20年3月7日付、総務常任委員会に付託されました事件は、請願第5号 場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願書、請願第6号 場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願書、この2件であります。会議規則第47条第1項の規定により中間報告をいたします。

本委員会は、3月24日、常任委員全員出席のもと審査を行いました。この請願第5号並びに請願第6号は、趣旨及び紹介議員が同一なので、一括して審議をいたしました。

守谷貞明委員が紹介議員となっておりますので、守谷貞明委員から趣旨説明がありました。説明の要点につきまして、守谷貞明委員から請願書の記載内容の説明がありました。

続いて、平成19年10月17日、守谷委員は、誘われて、ひたちなか市の場外馬券売り場を見に行くと、その状況について克明にいろいろ説明ありました。

ひたちなか市の場外馬券売り場は町の郊外で、風景でございますが、殺伐とした風景であって、市街地ではなくて、利根町の旧布川中の跡地とは、全く環境が変わっていると、そういうことでございます。それで守谷委員は、ひたちなか市の状況と、利根町の旧利根中の跡地、比較対照し、検証して、調査をされました。

利根町の場合は、県道に接して、布川地区の住宅地の真ん中にあると、そして雇用の関係ですが、場外馬券売り場というのは、雇用の効果は余り期待持てないと。それから中央競馬でございますが、売り上げについては年々減少ぎみと、先行き先細りと、そういう状況でございます。あとは治安の問題が大分懸念されると、それから青少年に対して悪い影響を与えると、そういうことがご心配でございます。

そして、今回の請願ですが、請願第5号、請願第6号、両方の請願者の皆さん、6,716名という請願者の権利を尊重すると。確かに請願というのは、憲法第16条に、何人も請願できる権利あります。ですから町民7,000人近くの方が平穩に請願したと、これが憲法の解釈でございます。これが守谷委員の説明でございます。

それを終わりましたから、総務常任委員、各委員から質疑、討論ありました。それを順を追って、多少要点ですが、同じことを何度もご発言された委員がおりますので、多少順不同でございますが、各委員からの質疑、討論、その概略を申し上げます。

請願書の内容でございますが、それは誘致となっておりますが、町では誘致したことはない、誘致もしていないと。それから場外馬券売り場をつくるNRSという企業ですが、

その方から町に対して正式な提案がないと。それから請願の内容ですが、誘致の中止でございますが、内容について、その文面からどういう内容が読み取れないのが多々あるようでございます。これからも十分に検討する余地があると、そういう意見でございます。

それから、利根町議会に話があったのは、昨年11月2日の全員協議会で、馬券売り場をつくるというNRSという企業の方から、場外馬券売り場はこんなものですよという資料を添えた概略説明があったそうでございます。それから、これは昨年11月2日以降、NRSさんの方からは、場外馬券売り場の設置の提案が、いまだ町当局にもされておられません。そういう状況でございますので、6,716人という請願者の方は、この反対請願が先行したと、実態がはっきりわからないので、場外馬券売り場はもうだめですよと、そういう反対請願が先行したと、これは拙速であると、そういう意見もありました。

それから、旧利根中跡地については、全部この町の財産であると、町有地でございます。ですから町有財産の活用には、住民に対して説明がされないと。あとは現在住民が不安を持っていると、それから住民の不安を払拭して、住民の合意抜きでは考えられないと、こういう意見がありました。

それから、この3月定例会で、一般質問で、馬券売り場について何人かの議員から質問が出されました。その中で、町の考えはどうかという議員の方から質問がありまして、それに対して執行部でございますが、執行部というのは、町長それから課長と、このあたりが執行部と解釈しますと、町長並びに担当課長の答弁ですが、事業計画書、これはまだ正式に町当局には出していないと、そういうわけございまして、11月2日に全協の方に話があって、それから町当局としましては、事業計画書を出してほしいという連絡を二、三したようでございますが、いまだ提出がないと、状況がはっきりわからないというようなわけでございます。

そして3月19日に、再度全員協議会が開かれまして、そのときNRSさんが来まして、事業計画書について、各議員から質問したのですが、そのときのNRSの方の話でございますが、計画書をつくるには、町の方で、利根町の方で、馬券売り場をつくるとはっきり確約、そういう意思表示がなければ、計画書をつくるのにも、相当費用かかると、費用の件、額はわからないのですが、相当な費用を要すると、そういう話ございまして、町がつくるという担保、担保というのは難しい話でございますが、絶対つくと、抵抗があつてできない場合はやむを得ないのですけれども、町の方で、これはどうしても誘致してつくるというかたい約束、確約書があればつくってもいいと、これつくる場合には相当費用がかかります。ですから、そういうわけございまして、計画書をつくる場合はリスクが多いと。

それから各委員の議論の集中したところは、NRSの方から、計画書、企画書そういったものが出されるのか出せないのか、今のところ議論するにも資料がなければ議論できないと、この段階では、せっかく総務委員会に付託されましても、審議するにも材料がない

と、ただの説明だけであって、計画書がなければ審議できないと、それが大方の委員の意見の集中したところでございます。

そこで、ある委員は、計画書を立てるのには相当リスクがあるわけでございますけれども、普通民間企業は、リスクを負担して覚悟の上でやらなければ事業というのはできません。10個やって10個成功限りませんから、やはりリスクというのは当然、事業をする場合は、設備投資の場合はリスクというのはつきものでございます。本当にやるのでしたら、多少リスクを考えても、この計画書を出してくれと、そういう議論がありました。そして計画書が出せなければ、否決するのも当然であると、そういう意見もありました。

それから、古くなりますが、昨年11月30日と12月1日に、3期基本計画を策定するのに、各地区4カ所に分けて町の方で説明会がありましたと、地区懇談会だそうでございますが、そのとき、参加者の質問でございますが、そのころから、町の中には馬券売り場の話が伝わっておりまして、井原町長に対する一町民の質問でございますが、町長の答弁ですと、利根中の跡地については、二、三の業者から引き合いがあると、それは馬券売り場と大型商業施設、あともう1件あるようでございますので、それを含めて、時期が来れば、説明会を開くというような話がされたと、こういうことがありました。

あとは今利根町は、非常に財政難でございます。跡地の有効利用が前向きに検討すべきと、そういう意見がありました。

あとは、集中計画については、1カ月くらいあればできるだろうと、そういう意見でございますが、NRSとしては町が発揮しなければ、費用かけてリスクを負担しながら計画書は出さないだろうと、出す出さないで大分委員同士の激論がありました。出す出さない、何で出せないかとか、そういうわけで平行線でございます。

それから、今後、総務常任委員会を開く場合に、町執行部の方の出席を求めて、町の方で今どう判断するか、考えているか、調査はどうかのと、執行部から話を聞こうと、そういう意見がありました。

いろいろ意見が出まして、各委員の意見を集約しますと、場外馬券売り場は、どういう理由があっても、いかなる理由があっても絶対に反対すると、そういう反対意見。それからあと、請願書があったのですが、事業計画書がなければ審議の要件が欠けていると、もう少し委員会では、執行部の方へお願いして、資料とか何かを提出してもらって審議しようと、これは継続審議が妥当だろうと、そういう意見です。

それから、現在、町執行部は、誘致して馬券売り場はつくる、つくらないとも何とも言っていませんと、これでは審査のしようがないと、審査のしようがないし、また現在こういった誘致も中止も何も判断できないので、これは否決もあり得ると、そういう意見もありました。

そしていろいろ意見が出まして最後でございますが、これ表決すべきかどうかということとを諮りました。そうしましたら、表決すべきという賛成意見は少数でございます。次い

で、継続審査にすべきことを諮ったところ、賛成多数でございました。よって、請願第5号並びに請願第6号は継続審査に決定いたしました。

以上でございます。

7番（中野敬江司君） 議長、暫時休憩をお願いします。

議長（岩佐康三君） それでは、暫時休憩をいたします。

午後4時13分休憩

午後4時30分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、委員長報告に対する質疑を行います。

2番高木博文君。

〔2番高木博文君登壇〕

2番（高木博文君） 2番高木博文です。

ただいま総務常任委員長から、総務常任委員会における請願に対する審査の中間報告がなされました。

今回、中間報告にしる、常任委員会での審議の状況が本会議において報告された。このことに対しては、関係者の努力に敬意を表したいというぐあいだと思います。

私は、その内容につきまして、紹介議員6名、さらには請願を託された6,716名の請願署名者に成りかわり幾つかの質問をさせていただきたいと思います。

先ほどの報告の中では、今回の請願が、場外馬券場誘致の中止撤回を求めるということになっているけれども、誘致の事実はまだないじゃないか、あるいはNRSからの説明、その後の働きかけが行われていない、そういう中で反対が先行し、こうした請願が出されるということについては、文書の内容の理解も含め、なかなか理解できるものではないと、そもそもこの請願について、どう受けとめたらいいのかというお話があったようにお聞きをいたします。

若干釈迦に説法ではありますが、私はこの問題を通じて、そもそも自治体の役割、議会の役割、そこにおける請願とは一体どういう中身なのかということについて調べてみました。地方自治法第1条2項には、地方自治の本旨は、住民の福祉の増進を図ることにあると、これだけではありませんけれども、まずこのことが述べられております。これはさきの一般質問にかかわっても私述べたところであります。住民の福祉の増進、その福祉とは、人々が満足するようなよい生活環境、それを進める、これが地方自治の本来の目的なのだ。

議長（岩佐康三君） 高木議員に申し上げますが、討論ではありませんので。

2番（高木博文君） もちろんそうです。

議長（岩佐康三君） 委員長に対する質疑でございますので。

2番（高木博文君）　そうです。私は内容において、そういった点が十分理解されて討議されたのかどうかということを行うためにこれを引用しているわけでありまして。

さらにまた、請願そのものは、住民の要望にかかわり、提案された中身にかかわらず、これは議会としてはそれを受理し、請願の採択、不採択に向けて審査をするということにもなっております。

あの請願は、利根中の跡地に場外馬券場をもってくるのが反対だというのが中心的な請願内容であります。したがって、そういう誘致の動きを中止、あるいは誘致しようというそういう試みを撤回してほしい、これを議会で、住民の意思として受けとめて請願を採択してほしい、このことを述べているわけでありまして。

そこで、常任委員長にお聞きしたいわけでありましてけれども、今回出された請願が請願として適切でなかったのかどうか、恐らく五十嵐常任委員長は、先ほども請願法の考え方を例に出しながらご報告されておりましたので、ちゃんと請願の本来のところは理解されておられると思いますけれども、いま一度、今回出されたあの請願が、議会で請願として扱うにふさわしくない、また紹介議員がそこに名を連ねたこと自体があれこれ批判されるような中身であると考えられるのかどうか、まずこれを第1点質問をしたい、このように思います。

以上です。

議長（岩佐康三君）　総務常任委員会委員長五十嵐辰雄君。

〔総務常任委員長五十嵐辰雄君登壇〕

総務常任委員長（五十嵐辰雄君）　今の高木議員は、最高法規たる憲法第16条、それから請願法と、地方自治法と、法律論争まで発展したのですが、請願というのは、何人も請願する権利があります。そこにありますね、平穩に請願すると、6,716名の方が、請願の原本があります。原本については、平穩という言葉、議会の委員会の中で平穩という言葉はこれは度外視してもいいのですよね。平穩ということは判断の材料じゃないですから、請願する場合には平穩に請願するのです。これは請願者の立場ですから。あともう一つ何人も請願をされて、記名押印して、不利益とか差別はないです。これ素直な国民の権利でございます。ですからこの人数は、素直な気持ちで、最高法規たる憲法、請願法、地方自治法によってやったわけです。

ですから、守谷貞明委員、篤と総務常任委員会で、請願の趣旨、それを十分に、あのものずばり説明を受けました。各委員からそれに対する質問をしたのですが、言葉じりをつかんで、別にあれがどうのこうのと、そういうことはいたしません。それでこれは各委員の話でございますので、確かに町当局では、11月2日に総務常任委員会の方に説明がありましたかもしれませんが、それ以降、町当局に対して、正式にN R Sから説明とか話はないそうでございます。

これは高木議員、議会という公の場において、井原町長並びに秋山担当課長も、町執行

部が、この議会という開かれた議場で答弁したのですから、町の信を私は真摯に受けとめて理解しました。請願に対する差別とか何かはいたしません。私は誠心誠意、ベストを尽くして、スピーディーな審査をしたいと。

ですから、そのとき、表決という話したのですけれども、表決に対する賛成少数です。ですから、一つの方法としまして、請願の要件は確かでございますけれども、ちょっと内容的に、審査に足りる資料が、総務常任委員会では、誠心誠意各委員も奔走して調べたのでございますが、情報量が不足でございます、24日でございます、これは継続審査と。ですから請願というのは、やはりスピーディーに、ベストを尽くして審査をし、表決して、採択か不採択という判断をしたいと、そういうわけでございます。

以上です。

議長（岩佐康三君） 高木博文君。

2番（高木博文君） ただいまの私の質問に対し、委員長は、あの請願の出され方、中身、これは問題ないという立場でお答えいただいたというぐあいに思います。

また、本来、請願は出されたその議会において、採択不採択を結論づけると、出すというのが本来の取り扱いであります。しかし、言われたような理由でもって継続調査とせざるを得なかった。私も一応常任委員会付託に賛成した立場でありますので、その常任委員会がそうした経過を経て出された結論でありますから、一定それはそれとして理解をするところであります。そして、継続調査ということについて、具体的にその中身でお尋ねしたいと思います。

本来、継続調査というのは、今議会で審議し、採択不採択の結論を出すべきところ、時間不足、もしくは資料が不足することによって出すことはできなかった。したがって、議会終了後、休会中においても、その調査の活動を継続する、というのがこの継続調査の趣旨のはずです。実態はそうなっているかどうかという問題はありますけれども。私は、こうした総務常任委員会において休会中の審査、調査、これをやる予定があるのか、あるいは臨時議会を求めるそういう腹づもりはあるのかどうか、さらに休会中における継続調査とは、総務常任委員会のメンバーがなすべきことと、他の議員がなすべきことと、そこにおける常任委員長としてのお考えがあるならば、これはお聞かせいただきたい。

確かにNRSは、我々に対して、十分な資料の提出もなければ、今後も、利根町が態度を決めなければ、計画書、出すか出さないかわからない、このようなところまでいっているわけですから、私はこれは継続調査しても、資料不足であるという事実には、多分わかりはないだろうというぐあいに思っておるところです。

ところが、総務常任委員会のメンバーにおいても、また議員個々においても、かなりやれることはあるのです。私自身、地方競馬全国協会に電話をし、各場外馬券場における売り上げの報告を求めたところ、これはちゃんと私どもの手元にありますと、だからファクスで送りますよという形で送ってくれました。さらにまた、常総市に対し業者が申し入れ

た計画業務概要書という中身について、NRSの関係者は、それは体をなしていないということをおっしゃっていましたが、取り寄せましたところ、十分に私ども議会が検討できる、また町当局も検討できる中身にもなっております。

こういった個人で議員として調査できる部分は、たとえ休会中であつたとしてもできるのではないかということも考えますので、総務常任委員長としての五十嵐議員が考えておられる休会中のこの継続調査というのは、具体的にどういう中身をもってそれを考えているのか、ひとつお答えいただきたいというぐあいに思います。

議長（岩佐康三君） 総務常任委員長五十嵐辰雄君。

総務常任委員長（五十嵐辰雄君） 高木議員のお答えでございますが、総務常任委員会としましては、民主主義でございますので、多数の意見を尊重して、方向性が間違えないようにやっております。

その中で、まず執行部の状況を聞こうという話もありました。確かに、請願について、継続審査というそういった選択肢もないではないのです。必ずこの定例会に表決して、採択不採択を決めるべきものでもないのです。議会というのは、出口をふさいでおいて論議するものでもないのです。会期はきょういっぱいですよ、きょうじゅうに結論出ない場合もあります。

それから、6月の議会もあると思うのですが、あのときは一応皆さんも話出ましたけれども、NRSから資料等を早く取り寄せて、執行部の方にもお話しまして、なるべく早く資料等をいただいて、それをベースに審議しよう、そういう意見でございます。それから請願というのは、よく精密に内容を検討する必要があると思うのです。それから、公共の財産ですから、公共の利益と公共の福祉というこの両面性があると思うのです。

ですから、繰り返しますけれども、町民の共有財産ですから、やはり反対もある、またその反面、賛成の方もないとはいえないのです。すべてが反対と、そのように理解するのも、民主主義というのは、広く情報を提供し、町民の幅広い各界各層から意見を聞いて判断するのが町当局の行政執行者の責任でございます。

ですから私としましては、この跡地については、馬券場も含めて、公共の利益、公共の福祉はどうかと、そういう点も幅広く多面的に判断する件もいいと思うのですよ。ですから、やはりなるべく早く結論出るように、早急に執行部等をお願いしまして、判断できる材料、資料等を要求しまして、6月の議会に何でもかんでも結論出せといっても、いろいろの諸般の情勢ありますので、これは確約はできませんけれども、なるべく早くスピーディーに審議します。そのくらいに、ひとつご了解願います。

議長（岩佐康三君） 高木博文君。

2番（高木博文君） 3回目の質問を行います。

今、五十嵐常任委員長からお話ありましたように、今の資料等の限りにおいては、なかなか審議を進めることはできない。しかし、6月議会に向けては、早目に資料等も入手し

ながら、6月議会で結論を出せるように努力をするということでの答弁であったというぐあいに私は受けとめたところであります。

したがって、もう一言言わせていただきますけれども、議会は、住民の代表機関として民意を広く行政に反映させるため、単に議会本来の権限事項を処理するだけでなく、町村の事務や議会の権限に属する事項全般に関する請願を受理し、これを処理する権限を有する、これが請願に対する基本的な考え方であります。

したがって、それを審議する上で、より深く突っ込んで、資料を得て、判断を下すというのは、当然あり得ることでありますけれども、それが相手の非協力があれば、なかなかそういうぐあいにはいかないわけですから、そのときまでには、町当局の努力も、あるいは総務常任委員会個々のメンバーの努力も、あるいは議員それぞれのこの間における努力も、これも含めて私は議案審査権の一つだというぐあいに思います。

そういったものをしっかりと取り組みつつ、次期定例会、6月議会では、これについて、住民の意思を、少なくとも採択不採択の方向で、議会が真摯に討論をし、結論を下したという形でもって行っていただきたい、このように思うところでありますけれども、改めて、五十嵐総務常任委員長の、6月議会に向けての決意のほどを承りたい、このように思います。

議長（岩佐康三君） 総務常任委員長五十嵐辰雄君。

総務常任委員長（五十嵐辰雄君） 高木議員の3回目の質問でございますが、総務常任委員会の機能が余り機能しないと、想定の中じゃなくて、想定外のご判断で、高木議員はお考えと思うのですが。やはり議員というのは、全体の奉仕者ですよね。ですから、各常任委員も精いっぱい努力をして審査をしているのです。6月までになるべく結論出るように努力はしています。

ですから、相手があるということは、これはよく合併問題でも、相手がありますからとか、そういう逃げ口実じゃなくて、誠心誠意、相手があってもなくても、あらゆる情報を収集し、判断に足り得る資料を、一日も早く取り寄せてやるのが与えられた職責でございます。先送りして、出口をふさいで6月に何でもかんでもやれと、そういう約束は、なかなか想定外の約束はできないですね、精いっぱい頑張るしかないのですよ。これは町民の福祉のために議員は日夜頑張っているのです。継続審査にしたことが、まずいか悪いかと、高木議員は、継続審査はけしからんと、結論は出すべきだという話でございますけれども、これは総務常任委員会で、私も責任ありますので表決したのですよ。そうしましたら、表決に対して賛成少ないのです。継続審査が多かったのです。ですから民主主義の原則で、継続審査ということを選択したのです。

ですから、なるべく早い機会に、審査に足り得る資料を取り寄せて、また執行部に対しても、公共の財産を利用活用を図るのですから、これ執行部で、NRS以外にも話があるかもしれません。幅広く検討して、町民の福祉の向上に努めるように頑張りますので。私

の委員長としても、委員会の中で論議しますので、6月までのいずれかまでに、結論まではこれは想定の中ではお答えできませんので、ベストを尽くして頑張りますということをお願いします。

議長（岩佐康三君） 5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） 5番守谷貞明です。

今回の住民の請願は、6,716人、我が利根町の人口の3分の1以上の方が、利根中跡地に場外馬券売り場をつくってほしくないと、要らないという請願でございます。

町長は、12月の定例会で、3月までに住民に説明をする、説明会を開くというお話をされておりました。五十嵐委員長に、私はなぜ今こういうことを言っているかということ、NRSは、3月19日の全員協議会のときに、町から正式な要請がない限り資料は出せない、事業計画案も収支計画案も出せないのだとっておりました。私たちにとって、なぜ今回継続審議になったかということ、その判断材料になる資料がないからだということが一つ原因にありますね。ですからそれをなるべく早く出してもらうためには、五十嵐委員長に、町当局に、相手がそう言っているけれども、我々は議会も住民もそれで困っているわけです。説明会が開けない、資料、判断材料がないわけですから、ですから、それを一日も早く出すように圧力をかけてほしい。

もう1点は、彼らはその資料をつくるのに3,000万円も5,000万円もかかると言っているのですよ。だから、そんなお金かけて、まだ正式につくってほしいという依頼がない限りお金かけてまでそういうものは出せない、つくれないと言っています。でも一般的に、中央官庁の企画コンペだとかそういう事業に対して参加する場合は、皆さんそれぞれ企業の負担で事業計画なり企画書なり全部つくるのです、それ企業の負担なんです。ですから彼らが言っているのは余りにも虫がいい、身勝手な言い方なので、その辺もしっかりわきまえて、町執行部の方に、当局に、早く判断材料になるような資料を提出するように、再三高木議員と重複することがありますが、ぜひ強力にお話をして、なるべく早く6月までに、じゃなくてもっと早く、その時点で判断材料となるような事業計画案なり収支案なりを出すように圧力をかけるというか、お話をしていただけるようお願いいたします。

以上です。

議長（岩佐康三君） お願いですから答弁は要りませんね。

5番（守谷貞明君） そうです。

議長（岩佐康三君） そのほか質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

以上で、中間報告を終了いたします。

議長（岩佐康三君） 日程第36、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員長から、目下委員会において審査中の付託事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました付託事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

本日の会議時間は、議事日程が終了しないため延長いたします。

議長（岩佐康三君） 日程第37、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（岩佐康三君） 日程第38、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、去る1月15日から17日の3日間、熊本県及び大分県において、10名の委員の出席による常任委員会合同所管事務調査が行われました。

出席委員を代表して、五十嵐辰雄君から調査内容の報告があります。

五十嵐辰雄君。

〔10番五十嵐辰雄君登壇〕

10番（五十嵐辰雄君） それでは、常任委員会合同所管事務調査のご報告を代表して

いたします。

視察期間は、平成20年1月15日から17日までの3日間でございます。参加議員は10名です。経費は全額自己負担により実施いたしました。

視察地につきましては、熊本県南阿蘇村、大分県九重町、大分県日出町の3自治体を視察いたしました。

まず視察を行った順により、南阿蘇村についてご報告いたします。

視察の目的につきましては、合併後の新しいまちづくりについてです。

この村は、平成17年2月13日、白水村、久木野村、長陽村の3村が合併して南阿蘇村が誕生しました。村は、阿蘇くじゅう国立公園の中に位置しまして、温泉が湧出しています。観光資源に恵まれております。人口は1万2,189人で、昭和55年から平成12年までの20年間に574人が減少しました。

平成17年度の一般会計決算では74億4,642万3,000円です。村の地域特性については、阿蘇カルデラの南阿蘇といわれる地域に位置しております。合併前のこの三つの村は、歴史的にも、地理的にも、非常に交流深くて、広域行政の中で連携しながら村の運営をやっておりました。合併特例法の施行により、合併気運が自然と急速に盛り上がり、自然的な合併が進められました。

なぜここで、南阿蘇村の、この三つの村の合併の必要性があったかと申しますと、その背景として考えられますことは、少子高齢化の進展、この山村は、高齢化率が29%でございます。このままでは、行政事務の維持が困難となり、行政ニーズの多様化など、小さい村では対応できないということでございます。

そして、合併してよかったと、それについての考えでございますが、村を挙げて、三つの村が一体化したのです。地域の重複事業が一体的にできてむだがなくなりましたと、それから何と云っても、合併特例債の恩恵をフルに受けまして、道路整備が山村一体的に進められまして、地域の均衡ある発展が図れますと、これが村の現状でございます。

そして、視察しました全議員の感想でございますが、小規模の自治体では、少子高齢化の進行によって、村の存続が危ぶまれると、規模の拡大を図って、住民の交流と行政サービスの向上ということがこれから必要であると、これは南阿蘇については、合併後の新しいまちづくりとして成功した一つの事例でございます。

次に、大分県九重町でございますが、観光資源が豊富でございまして、観光資源を活用したまちづくりでございます。九重町は人口1万1,323人で、面積は271.41平方キロと、広大な行政区域を有しております。平成17年度の一般会計決算では75億2,940万4,000円です。観光資源としては、温泉が豊富でございまして、九重夢温泉郷という豊富な温泉群に恵まれております。そして、日本一の九州電力の地熱発電所があります。これは無料で公開しております。非常に観光客が多うございまして、一つのこれは観光のコースに入っております。あと高原とか滝がございます。こういった観光資源に恵まれております。

そして、町おこしについては、平成5年度、九重町観光振興計画を策定し、観光開発に着手しました。そして過疎対策事業として事業の採択がありました。この過疎対策事業と申しますのは、起債の返済につきまして70%は交付税で元利償還金を見てくれると、非常に過疎対策法というのは有利な起債条件でございます。この起債条件をフルに利用しまして、観光資源の開発として成功したわけでございます。

その中で、まず大つり橋、これは、当時は長さが373メートルです。日本一でございます。今はもっと長いのがあるそうでございます。それから、この日本一の橋については、この村長さんは何でも日本一と、それにこだわったそうでございます。それにスキー場と、リゾート施設、この三つをセットしまして開発してやりました。

スキー場については、民間資本の導入と、それから経済効果でございますが、地元雇用の拡大、地元物産品の販売増で、あと九重夢温泉郷に来るお客様の宿泊客が増大と、これがやはり大つり橋の観光客の誘致に成功し、それが経済波及効果に大きく貢献したと、そういうことでございます。

それでは、何といってもやはり日本の財政でございますが、過疎法による過疎対策の過疎事業としてそれを採択されて、それがうまく観光資源の開発に結びついて、にぎわいのある町にしたと、一つの成功した例でございます。

最後でございますが、大分県日出町でございますが、これは行財政改革プランの推進について視察をしました。

大分市から約25キロの距離で、高速道路が3本交差して、町にインターチェンジが3カ所あると、JR日豊本線の駅が四つあると、そして別府湾に面してしまして、非常に立地条件がいい町でございます。人口は2万8,424人で、人口は、大分県でも数少ない人口増加の町でございます。高齢化率については、大分市に次いで県下で2番目と、ですから高齢者の方が少ないわけでございます。

そしてこういう立地条件とか、あといろいろないいところばかりがあるということで、合併特例法がありまして、大分県の方から合併の話があったのだそうでございますが、当時の町長としましては、平成の合併では私たちは合併しませんと、そういうことをいち早く宣言しまして、まちづくりに取り組んでおります。そして今の町長でございますが、4年間目になるそうでございますが、行政改革については、陣頭指揮をとりまして、広く住民の方へ足を運んで、どういう小さな会合があろうとも、町長1人で出かけて行って住民と話し合いをすると、ですから行政改革のプランとか何かが、本当に町民の隅々まで浸透して、深い理解を得られるのだと、それが行政改革の先行した例でございます。

この町長は、大分県の日出町周辺でも、行動力は抜群という評価があるそうでございます。利根町も同じように高い評価を受けておりますが。

それでは、いろいろくどくど説明あったのですが、簡単に申し上げますと、今決算統計、各市町村とも決算統計で、指標でよく比較検討しますが、まず人件費の抑制と、補助費と

か扶助費の見直しに努めた結果、一定の成果が上がったと、それで、18年度の決算でございますが、人口2万8,000円で約81億2,612万5,000円でございますが、決算統計による財政構造を見てみますと、経常収支比率が、町長に就任してから、年々指数がよくなって、18年度は経常収支比率が85.70と、非常に改善しております。財政力指数も0.604と改善しました。

そして今、日本全国どこでも不景気でございますが、企業立地について大部町長さんが熱心でございます、平成19年12月には、日出町企業立地促進条例を制定し、さらに税制面でも優遇すると、そういう新しい制度を設けて、企業立地に対しては、税制面で優遇すると、それで大分活発にやっております。

これからにつきましては、行政改革は、歳入歳出両面から見直して、内部管理を節減しまして、補助金の見直しもして、余った予算を投資的経費に充てると、企業立地に振り向けると、そういう行動力のある町でございます。何と云っても、立地条件が一番いいと、同じ自治体を比較検討しても、検証しても、財政力関係の指数が非常によろございまして、行政改革の手法について、ただ、計画をつくっても、実効性について、担当部長から説明を受けて、利根町としても、日出町の行政改革は参考になりました。

こういったものを、視察した議員としましては、町の行政に大いに活用したいと思いません。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 報告が終わりました。

次に、各組合議員から、組合議会の報告について発言を求められておりますので、これを許します。

まず、龍ヶ崎地方衛生組合議員飯田 勲君。

〔龍ヶ崎地方衛生組合議員飯田 勲君登壇〕

龍ヶ崎地方衛生組合議員（飯田 勲君） それでは、龍ヶ崎地方衛生組合議会について報告いたします。

まず、組合の概要を申し上げます。

龍ヶ崎地方衛生組合は、昭和38年4月30日に、一部事務組合として、龍ヶ崎市外4町1村し尿処理組合として設立されました。その後、幾多の変遷を経て、現在は、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、稲敷市、利根町、河内町、阿見町、美浦村の4市3町1村で構成されております。

管理者は、龍ヶ崎市の串田市長が務めており、他の首長7名が副管理者となっております。施設の名称を 龍の郷・クリーンセンターと称して、施設が1日処理102キロリットル、また、148キロリットル、55キロリットル処理の3施設があり、1日305キロリットルの処理能力を有しております。排水は、龍ヶ崎市公共下水道へ放流しております。

収入は、主に、構成市町村の分担金及び使用料、手数料で、分賦金の割合は、建設費分

は、人口割30%、均等割10%、実績割60%。一般経費分は、均等割10%、実績割90%になっております。平成20年度分賦金の総額は10億560万7,000円で、利根町は3,218万円の負担になっております。使用料手数料は3,089万9,000円で、公共下水道の整備により毎年減収になっております。

それでは、議会関係を申し上げます。

議会は、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、稲敷市より各4名、利根町、河内町、阿見町、美浦村は各2名の24名で構成され、議長は、龍ヶ崎市議でもある鴻巣義則氏、副議長は、阿見町議の大野孝志氏、監査委員は、私が務めております。

平成20年第1回議会定例会は、去る2月27日に開催され、議案5件が提出され、審議されました。

議案第1号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する議案でありまして、職員の給与の支給についての改正であります。今までは、職員の給与は、龍ヶ崎市職員の給与に関する条例を準用しておりましたが、改正は、龍ヶ崎市職員の給与支給に関する条例によるというように改正されたわけでございます。また、もう1点が追加されまして、住居手当が追加されまして、新築または購入された場合は、住居手当の支給は5年間とするということが条例に盛り込まれて、この条例の改正は原案可決されました。

議案第2号は、公平委員の選任で、河内町の秋山 榮氏が選任されました。

議案第3号は、平成19年度一般会計補正予算で、歳入歳出それぞれ12万6,000円を追加して、総額11億751万1,000円とするもので、原案可決されました。

議案第4号は、平成20年度の分賦金割合で、先ほど申しました分賦割合で原案可決でございます。

議案第5号は、平成20年度一般会計予算で、歳入歳出それぞれ10億4,794万1,000円で、歳入の主なものは、分担金10億560万7,000円と使用料及び手数料の3,110万3,000円で、歳出の主なものは、款2 総務費2億4,817万1,000円で、うち職員の給料、諸手当、共済費が2億585万3,000円、款3 衛生費3億6,847万8,000円のうち、処理場費が2億8,322万5,000円であります。款4 公債費が4億2,647万6,000円とするもので、原案可決されました。

以上で、龍ヶ崎地方衛生組合議会の報告を終わります。

議長（岩佐康三君） 次に、龍ヶ崎地方塵芥処理組合議員五十嵐辰雄君。

〔龍ヶ崎地方塵芥処理組合議員五十嵐辰雄君登壇〕

龍ヶ崎地方塵芥処理組合議員（五十嵐辰雄君） 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の議会報告をいたします。

まず、平成19年5月21日、議会臨時会が開催されました。議会議長の選挙、議会副議長の選挙、監査委員の選任、以上3件であります。議長は山形金也議員、副議長は佐々木喜章議員が選出されました。監査委員は、関口広行氏が同意されました。

平成19年11月22日、平成19年第2回議会定例会が開催されました。

議案第1号 行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例について。改正の理由は、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項が変更になったため、また使用料の納入規定の改正、使用料の不還付の規定の追加であります。

原案のとおり可決されました。

議案第2号 平成18年度一般会計歳入歳出決算について。歳入総額が23億2,218万9,287円、歳出総額が22億9,173万9,397円で、歳入歳出差し引き残額3,044万9,890円です。

歳入の主なものは、構成市町の分担金が収入済額19億5,448万1,000円で、前年度と比較して5,323万5,000円の減額となっております。使用料及び手数料のうち、ごみ処理手数料が収入済額1億6,959万7,107円で、前年度より285万6,073円の減収となっております。これは許可業者等の事業系ごみの搬入量が減ったためです。

歳出の主なものにつきましては、総務費の一般管理費で、支出済額2億1,100万7,410円となっております。衛生費の清掃施設費では、支出済額8億8,721万2,962円です。これはごみ施設処理運転管理、保守点検整備業務委託料及び消耗品費、光熱水費です。旧清掃工場費につきましては600万3,131円で、これは浸出水運搬業務委託費です。

原案のとおり可決されました。

平成20年2月26日、平成20年第1回議会定例会が開催されました。

議案第1号 職員の給与に関する条例の全部を改正する条例でございます。これは龍ヶ崎市の条例を準用しているが、住居手当及び時間外勤務手当の市条例適用の例外規定を定めるものです。

原案のとおり可決されました。

議案第2号 平成19年度一般会計補正予算について。補正予算の内容でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,457万円を追加し、予算総額23億6,629万5,000円とする。

原案のとおり可決されました。

議案第3号 構成市町の分賦金の割合について。前年度と同様に協定書に基づくもので決定しました。

議案第4号 平成20年度一般会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億2,047万4,000円と定める。

歳入につきまして主なものは、分担金及び負担金で19億4,635万2,000円です。使用料及び手数料は1億6,232万9,000円、その主なものは、許可業者等の事業系の搬入ごみ手数料です。搬入ごみの減少により前年度より575万1,000円の減額です。繰入金については、基金から1億円を繰り入れいたしました。

歳出の主なものは、総務費の一般管理費で、職員2名の減もあり、前年度より2,357万4,000円の減額です。衛生費の清掃施設費では、前年度より700万5,000円の減額となっております。その内訳としましては、消耗品費、燃料費は増額しておりますが、委託料

のうち、ごみ処理施設運転管理業務で減額をしております。補修工事費につきましては7,591万5,000円計上しております。旧清掃工場費につきましては770万2,000円計上し、前年度より5万5,000円の減額でございます。

原案のとおり可決されました。

議案第5号 公平委員会委員の選任でございますが、宮本庄二氏が同意されました。

以上でございます。

次に、視察研修について報告いたします。

平成19年9月27日、28日の2日間、愛知県豊橋市資源化センターを視察いたしました。視察地を選定した理由につきましては、豊橋市からごみゼロ運動を発信したと、ごみゼロ発祥の地でありますと、もう一つ、これはごみ施設でございますが、熱分解燃焼溶融方式の処理施設を視察しました。

豊橋市の人口は38万1,257人で、港が整備してありまして、トヨタ、スズキ、三菱自動車の輸出港としては日本一でございます。また、外車の輸入港としても日本一を占めています。

豊橋市資源化センターは、平成14年3月に竣工しました。その設備は、熱分解燃焼溶融方式による都市ごみ処理施設でございます。この溶融炉につきましては、日量能力200トン2基、ストーカー炉1基、日量能力150トンから構成しております。

施設の特長としましては、ダイオキシンの抑制、最終処分場の負荷の軽減、余熱の有効利用というわけでございます。そしてこれに附帯しました関連施設としましては、プラスチックリサイクルセンターを併設をしまして、資源循環型で構成しております。

そして資源の再利用とごみの減量でございますが、分別を詳しく説明してあるごみガイドブックをつくりまして、それに沿って、市民が分別をしまして、分別のルールを守り、決められた日時、この三つをキーワードにしまして、ごみの減量、リサイクルに取り組んでおります。

市民1人当たりの1日の家庭系ごみの排出量につきましては、平成17年度が753グラム、平成18年度が743グラムで、1人当たり1日10グラムの減量でございます。そして計画の推進体制と進行管理体制を設定して推進しております。

最後になりましたが、佐々木喜章議員、永年勤続自治功労表彰を受けられました。

以上でご報告を終わります。

議長（岩佐康三君） 次に、稲敷地方広域市町村圏事務組合議員会田瑞穂君。

〔稲敷地方広域市町村圏事務組合議員会田瑞穂君登壇〕

稲敷地方広域市町村圏事務組合議員（会田瑞穂君） 遅くなってしまったのですが、もう少し我慢のほどお願いしたいと思います。

それでは、稲敷地方広域市町村圏事務組合の議会報告をさせていただきます。

平成19年7月12日、13日、福島県白河地方広域市町村圏整備組合と、栃木県塩谷市広域

行政組合を視察してまいりました。

まず、白河地方広域市町村圏整備組合ですが、白河市、矢吹市、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村で構成されていまして、人口が約15万2,438人です。面積が1,233.24キロ平方メートルの規模でございます。

消防職員数ですが、定数が199人、実数191人で構成されております。消防車両の更新基準でございますが、現状は、消防車両で、化学車、救助工作車、はしご車などは15年から22年ですが、私たちが知っている一般水槽つき消防自動車は12年から15年です。しかし、20年を経過しているものも多々保有しているそうです。消防組織ですが、3消防署、9分署で組織されております。一般会計は、18年度で22億7,956万6,000円でございます。

続いて、塩谷広域行政組合ですが、矢板市、さくら市、塩谷市、高根沢町で構成されております。総人口ですが12万1,259人です。面積は543.01キロ平方メートルです。

消防職員数ですが、定数150人で実数が148人でございます。消防車両の更新基準ですが、走行距離、劣化状況により若干の変動がありますが、水槽つき消防自動車で14年から16年、救急車両で10年から12年、大型特殊車両などは15年以上を使っているとのことでした。救助工作車は、現在18年以上を経過しているそうです。消防組織ですが、矢板消防署に本部を置き、5消防署で活動しております。そのほか組合には、塩谷広域環境衛生センター、しおや聖苑、たけのこ園、塩谷クリーンセンターを管理しております。19年度一般会計予算は33億5,530万9,000円とのことでした。

次に、平成19年11月12日、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の1日研修視察を行いました。管内の消防施設、また老人ホーム松風園を視察し、管理運営状態について実情調査ができました。

次に、平成19年5月31日、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会臨時会が開催されました。空席になっている議長を、副議長の大野議員の指名推選で、異議なしと認め、龍ヶ崎市選出議員の松田高義議員を議長として選任いたしました。

そのほか、議案2本、報告3本が出され、慎重審議の結果、承認されました。

次に、平成19年8月10日、第2回臨時会が開催され、議案第1号 平成19年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算。報告1号 専決処分和解に関する事。報告第2号 専決処分一般会計補正予算の承認について。慎重審議の結果、すべて原案が承認されました。

次に、平成19年11月15日、第2回組合議会定例会が開催され、議案第1号 組合行政財産の使用料徴収の条例の一部を改正する条例。議案第2号 組合火災予防条例の一部を改正する条例。議案第3号 平成18年度組合一般会計歳入歳出決算について。議案第4号 平成18年度組合立養護老人ホーム松風園特別会計歳入歳出決算について。議案第5号 平成19年度組合水防事業特別会計歳入歳出決算について。議案第6号 平成19年度組合一般会計補正予算（第4号）について。議案第7号 平成19年度組合立養護老人ホーム松風園

特別会計補正予算（第1号）についての提案があり、それぞれの提出議案の質疑討論採決があり、それぞれの議案が承認されました。

次に、平成20年2月22日午後1時より、議会全員協議会が開かれ、組合議会運営についての話し合いが行われ、続いて午後2時より、第1回稲敷地方広域市町村圏事務組合定例会があり、空席になっていた副議長選挙があり、選考委員で、稲敷市選出議員の篠崎力夫議員が選考され、承認されました。

続いて、議案が1号から9号まで出され、平成20年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計予算と、平成20年組合立養護老人ホーム特別会計予算、平成20年組合水防事業特別会計補正予算の提出があり、1号から9号議案まですべて承認されました。一般会計、特別会計は次のとおりでございます。

平成20年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出でございますが、歳入歳出34億7,311万7,000円でございます。これは昨年度から見ますと2億7,268万4,000円、8.5%の増額です。その中で、消防予算に限りまして33億1,462万8,000円でございます。この中で、利根町の負担分といたしまして2億4,381万円でございます。

続いて、老人ホームの予算でございますが1億6,529万5,000円、前年度比886万5,000円の増で、0.9%の増額でございます。利根町の負担分は201万7,000円でございます。

続いて、水防予算でございますが1,280万円でございます。前年比で68万2,000円、5.6%の増額でございます。利根町の負担分が242万3,000円でございます。

続きまして、仮称でございますけれども、牛久東部の消防出張所を建設するのでございますが、それに伴う利根町の負担分が225万8,000円でございます。

続きまして、議会総務費にかかわる経費の負担でございますが、均等割10%、人口割90%でございます。消防にかかわる経費でございますが、基準財政需要額割で50%、職員配置割で50%でございます。ちなみに龍ヶ崎市100%、牛久市100%、稲敷市90%、利根町90%、河内町100%、美浦村90%というような状況でございます。

以上で、報告を終わります。

議長（岩佐康三君） 各組合議員からの報告が終わりました。

続いて、町長から発言を求められておりますのでこれを許します。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 3月6日から開催いたしました平成20年第1回定例会も、本日をもって終了いたしますが、今期定例会におきましては、平成20年度予算など、合計36件のご審議をお願いしたところであります。慎重なる審議をいただきまして、まことにありがとうございました。可決いただきました案件につきましては、速やかに、適切に執行してまいります。また、定例会期間中議員の皆様からいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、町政に反映させるべく鋭意努力をしてまいります。

さて、新たな段階を迎えました龍ヶ崎市との合併を初め、解決すべき諸問題が山積しております。引き続き、さらなる利根町の発展と、住民福祉向上のため、粉骨砕身町政運営に全力を傾注してまいり所存でございます。今後ともご支援ご協力をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

大変長い期間にわたるご審議、本当にお疲れさまでした。ご苦労さまでございました。
議長（岩佐康三君） 発言が終わりました。

議長（岩佐康三君） 以上で、本定例会の議事日程は全部終了いたしました。
これをもちまして、平成20年第1回利根町議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

午後5時42分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 岩 佐 康 三

署 名 議 員 五十嵐 辰 雄

署 名 議 員 会 田 瑞 穂

署 名 議 員 飯 田 勲